

(平成23年9月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	50 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	32 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	105 件
国民年金関係	51 件
厚生年金関係	54 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年2月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から2年12月まで

私は、結婚前に国民年金保険料の納付書が届いたので、父の勧めもあり一括で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年2月から2年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、最初の手帳記号番号は婚姻(2年12月)前の元年10月から同年12月頃までに払い出され、当該払出時点から婚姻するまでの間で当該期間の国民年金保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であったこと(2回目の手帳記号番号は、婚姻後の第3号被保険者への種別変更手続きをした5年2月に払い出されている。)、申立人は厚生年金保険の記号番号と国民年金手帳の記号番号が記載された手帳を所持し、当該手帳には初めて国民年金被保険者資格を取得した日は元年2月1日と記載されているほか、当時住民登録をしていた住所が記載されており、当該期間の保険料に係る納付書を婚姻前に受け取っていたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成2年4月から同年12月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料を婚姻前に一括で納付したと説明しているが、一括納付した時期及び保険料額等の記憶が曖昧であること、婚姻後の4年6月9日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該作成時点からみて当該納付書は2年5月から同年12月までの期間の納付書と考えられ、2年4月の保険料は時効により納付することはできず、申立人は、婚姻後に納付したとは説明していないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年2月から2年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年6月から56年3月まで
② 昭和58年10月から59年3月まで
③ 昭和60年7月から平成3年1月まで

私は、結婚前に国民年金に加入し、自分で国民年金保険料を納付していた。結婚後は夫が私の保険料を納付してくれており、未納期間は無いはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされ、申立期間③の期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は6か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間前の昭和58年6月に払い出されていることが国民年金の手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人は、当該払出時点で過年度納付が可能であった当該期間前の56年4月分まで遡って国民年金保険料を納付し、当該期間直後の59年4月から60年3月までの期間の保険料は、婚姻後の61年3月13日に一括納付していることがオンライン記録で確認できること、申立人の所持する年金手帳には、婚姻による氏名及び住所の変更年月日が60年2月24日と記載され、上記氏名変更に係る届出処理が同年4月18日に行われていることがオンライン記録で確認でき、当該届出時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人及びその夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続の時期に関する記憶が曖昧であり、上記手帳記号番号払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することはできない期間であ

ること、申立人は、上記手帳記号番号が記載された手帳及び平成3年2月の厚生年金保険被保険者資格取得時に交付された手帳の合計2冊の年金手帳を所持し、別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の夫は、自身の金融機関預金口座から口座振替により当該期間の保険料を納付していたはずと説明しているが、当該期間のうち、昭和60年7月から61年3月までの期間は、国民年金の任意加入適用期間の未加入期間であり、その後の61年4月から平成3年1月までの期間は、本申立書提出後の22年9月28日に、未加入期間から第3号被保険者特例納付期間として遡って記録整備されたことがオンライン記録で確認でき、当該期間当時から当該記録整備前までは、当該期間は全て未加入期間となっており、制度上、保険料を納付することはできない期間であったこと、夫が当該期間に口座振替により申立人の保険料を納付していた可能性があるとする金融機関のうち照会可能であった金融機関における、夫名義の普通預金入出金取引明細照会では、当該期間に申立人の保険料が口座振替により納付されていた記録は無いことなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から53年3月まで
② 昭和57年8月から同年10月まで

私は、国民年金の加入手続をした後、国民年金保険料の納付書が届き、自身で保険料の納付をする余裕がなかったため、申立期間①の保険料を父に依頼して納付してもらった。その後の保険料は自身で納付しており、未納期間は無いはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人は、当該期間を除き昭和53年4月以降の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していること、申立人は、59年7月9日に付加保険料の納付の申出を行い、その翌月の同年8月18日に当該期間に係る57年8月21日の資格取得日及び同年11月5日の資格喪失日の記録が追加され、同年8月20日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、付加保険料の納付を申し出た時期に当該期間分の保険料に係る過年度納付書を受け取っていたと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付を行ったとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の昭和54年6月に払い出され、申立人が所持する年金手帳には、申立人は20歳になった50年*月*日に強制加入被保険者の資格を取得したことが記載されており、当該払出時点で、20歳時まで遡って当該期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第3回特例納付及び過年

度納付による以外にないが、申立人は保険料の特例納付を申し出た記憶は無いこと、一方、当該期間はオンライン記録では未加入期間と記録されており、当該期間は、申立人が学生時の任意加入適用期間であったため、上記払出時又はその後に遡って未加入期間とされたものと考えられることなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月及び 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月
② 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで

私は、国民年金に任意加入してから第 3 号被保険者となるまで怠ることなく国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月及び 6 か月とそれぞれ短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間①については、申立人は昭和 54 年 3 月 1 日に任意加入していることがオンライン記録で確認でき、申立人の所持する年金手帳にも同日に任意加入している旨が記載されており、当該任意加入時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であったほか、当該期間直後の 3 年 6 か月間の保険料を全て納付しており、当該期間 1 か月分の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいこと、申立期間②については、当該期間当初の住所変更手続を適切に行っていることが申立人の所持する年金手帳及び転入者台帳整理カードで確認できるほか、当該期間前の 3 年 6 か月間及び当該期間後の 3 年間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から同年6月までの期間、15年12月及び16年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月から同年6月まで
② 平成15年12月及び16年1月

私は、20歳になった時、母と一緒に市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、学生の間は母が国民年金保険料を納付してくれていた。その後、私は転職をした際に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ3か月及び2か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間①については、当該期間直前の平成10年11月から11年3月までの保険料は当該期間中の同年4月30日に納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点で当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立人は平成15年12月に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、口座振替になるまでの期間の保険料は当該期間の保険料を含めて納付書で納付したと説明しており、当該期間直後の16年2月及び同年3月の保険料は同年4月5日に現年度納付されていることが確認でき、この納付時点では当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、同年4月以降の保険料は口座振替されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 2 月及び同年 3 月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 63 年 2 月及び同年 3 月
③ 平成元年 3 月
④ 平成元年 5 月及び同年 6 月
⑤ 平成元年 8 月から同年 11 月まで
⑥ 平成 2 年 2 月
⑦ 平成 3 年 2 月
⑧ 平成 3 年 4 月
⑨ 平成 3 年 8 月
⑩ 平成 3 年 10 月から 4 年 2 月まで
⑪ 平成 4 年 4 月
⑫ 平成 4 年 7 月から同年 9 月まで
⑬ 平成 4 年 11 月から 5 年 2 月まで

私の父は、私が 20 歳の時に国民年金の加入手続をしてくれ、当初は国民年金保険料及び付加保険料を納付してくれていた。その後、私が転居し一人暮らしを始めた頃からは、自身で付加保険料を含めて保険料を納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間当初の昭和 53 年 2 月に付加保険料の納付の申出を行っていることが申立人の年金手帳及びオンライン記録で確認でき、申立人は当該期間直後の同年 4 月から 63 年 1 月まで付加保険料を含め国民年金保険料を納付しているほか、申立人の父親が保険料を納付していたと説明している申立人の母親は当該期間中の 53 年 3 月に付加保険料の納付の申出を行い、同年同月から 61 年 3 月までの期

間の付加保険料を含め保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②から⑬までについては、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、付加保険料は制度上、過年度納付することができないものであり、当該期間の定額保険料は過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるほか、申立人も保険料の納付が遅れたことがあったと説明しているなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 2 月及び同年 3 月の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年11月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成3年1月及び同年2月
② 平成4年6月から同年8月まで
③ 平成4年11月から5年5月まで

私は、最初に勤めた厚生年金保険適用事業所を退職した平成2年1月頃、区役所か区出張所で国民年金の加入手続を行った。以後、会社を退職するたびに区役所か区出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料は、送られてきた納付書で区出張所か郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、当該期間は7か月と短期間であり、申立人は当該期間後の国民年金保険料を全て納付しているほか、当該期間直前の平成4年9月及び同年10月の保険料は6年10月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧であり、申立人は会社を退職するたびに厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていたと説明しているが、申立期間①は、平成6年9月に国民年金被保険者資格の得喪記録が追加訂正されたことにより保険料の未納期間として整備されたことがオンライン記録で確認でき、当該期間はこの記録整備がされるまでは国民年金の未加入期間であるため、保険料を納付することができない期間であり、この記録整備時点では時効により保険料を納付することができない期間である。また、申立期間②については、適用漏れにより国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、会社を退職後すぐには再加入手続が行われなかったものと

考えられるほか、申立人は区役所から保険料を納付するよう何度も言われて納付したと説明しているところ、当該期間直後の4年9月及び同年10月の保険料が6年10月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該過年度納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年11月から5年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から同年 9 月まで

私は、会社を退職した後しばらくしてから国民年金の加入手続きを行い、それまで納付していなかった国民年金保険料を遡って納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から同年 9 月までの期間については、当該期間直後の同年 10 月まで遡って国民年金加入期間の保険料を納付しているほか、その後の国民年金加入期間の保険料を全て納付していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、54 年 10 月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 52 年 3 月から同年 6 月までの期間については、上記払出時点で保険料を過年度納付することが可能な 2 年間を経過しており、当該期間の保険料を納付するためには当時実施されていた第 3 回特例納付により納付する以外にないが、申立人は特例納付の記憶は無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年1月から7年12月まで
② 平成8年4月から9年3月まで
③ 平成12年6月

私の母は、私が20歳になった時から就職する直前の平成9年3月まで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。12年5月末に勤め先を退職し同年7月1日に就職する間は、納付書が送られてきたので、自分で1か月分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間直前の平成8年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料が10年2月27日に過年度納付されていることがオンライン記録により確認でき、この納付時点で当該期間は保険料を過年度納付することが可能であった。また、申立人の基礎年金番号は申立人が厚生年金保険に加入したことにより9年5月19日に付番されているが、同年6月にも国民年金の加入手続が行われており、その際に既に基礎年金番号が申立人に付番されている疑いが生じ、その確認のための調査を行った後に、上記基礎年金番号をもって国民年金の加入手続が行われたことがオンライン記録で確認でき、この手続後には、申立期間に係る過年度納付書が作成されていたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の上記の基礎年金番号付番日では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することはできない期間であり、当該期間直後の保険料が納付された平成

10年2月27日時点では当該期間は時効により保険料を納付することはできない期間であるほか、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続の記憶が無く、保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、国民年金に未加入であったため平成14年2月20日に未適用者一覧表が作成されたことがオンライン記録で確認でき、当該一覧表作成時点で申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

私は、アルバイトをしていた会社の人に国民年金への加入を勧められ、自宅近くの区役所で加入手続を行った。その際に、窓口の担当者から「国民年金保険料は2年間遡って納付することができる。」と説明され、遡って納付することができる期間の保険料として2万円から3万円くらいを一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された51年7月時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、申立人は、当該期間直後の50年4月から51年3月までの保険料を過年度納付していることが、申立期間当時に申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿で確認できるほか、この手帳記号番号払出時点で過年度納付が可能な49年4月から51年3月までの保険料額は、申立人が一括して納付したと説明する金額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の上記手帳記号番号払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月及び同年3月

私は、平成5年10月頃に国民年金に加入し、同年同月から6年3月までの期間の国民年金保険料は免除申請をした。同年4月からは、学生ではあったものの、アルバイトの給与から毎月保険料を金融機関の出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を納付しており、平成6年8月から申立期間直前の8年1月までの期間の保険料を納付期限内に毎月納付していることがオンライン記録で確認できるほか、申立人が納付したと説明する申立期間の保険料額はその当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月及び同年3月

私は、厚生年金保険に加入していた時に、学生時代に未納だった国民年金保険料の督促状が何度か届き、母から納付するように説得されたため、母からお金を借りて平成10年2月に郵便局で保険料を納付した。母が所持する当時の手帳の同年2月6日欄に保険料として3万円を私に渡したことが記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を納付しており、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。

また、申立人は学生時代の未納であった保険料の督促状が何度か届き、母親から納付するように説得され、母親から借りたお金で平成10年2月に郵便局で納付したと具体的に説明しているほか、申立人の母親が所持する手帳の平成10年2月6日欄には、「国民年金」、「A 渡し30,000」（「A」は申立人の名を省略した記載）と母親が保険料として申立人に3万円を渡した旨の記載があり、当該記載をもって母親は、申立期間の保険料として申立人に渡したことを証明するものであると説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私たち夫婦は、区役所の職員に国民年金への加入を勧められ、昭和 47 年 11 月頃に加入手続を行い、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の夫は夫婦二人の保険料を集金人又は自宅近くの区出張所で納付していたと説明しており、その当時に申立人が居住していた区では、申立期間当時には集金人による戸別訪問により現年度保険料を収納していたことが確認できるほか、納付額は当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで
私の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を市役所で納付していた。申立期間について、夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする夫は、申立期間の自身の保険料を納付していること、申立人の夫が厚生年金保険適用事業所を退職した後の昭和 48 年 7 月から平成 4 年 3 月までの間は、申立期間を除き申立人と申立人の夫の納付済期間及び未納期間は同一であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月から5年9月まで
② 平成6年3月及び同年4月

私の母は、平成5年8月頃に私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年11月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であるほか、当該期間直前の5年10月から6年2月までの期間及び直後の同年5月から7年3月までの期間の保険料は過年度納付されていることがオンライン記録で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の手帳記号番号払出時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人の母親は、申立人が現在所持する年金手帳以外の手帳を受領、所持していた記憶は無く、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年3月及び同年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年 11 月から 2 年 7 月までの期間及び 2 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から同年 6 月まで
② 平成元年 1 月から 2 年 7 月まで
③ 平成 2 年 9 月

私は、国民年金に加入してから国民年金保険料を納付していなかった時期があったが、区役所から 20 数万円の未納があることを説明され、納付書が送られてきた。一括で納付することができなかつたため、分割して半年くらいかけて納付したことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち平成元年 11 月から 2 年 7 月までの期間及び申立期間③については、申立人は国民年金保険料を半年ぐらゐの間に分割して遡って納付し、納付し終えてすがすがしい気分になったと具体的に説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 3 年 12 月時点では当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立期間②直後の期間及び申立期間③直前の期間の 2 年 8 月分の保険料は過年度納付されていること、申立人が区役所で説明されたとする未納期間の保険料額は、上記手帳記号番号払出時点で過年度納付及び現年度納付することが可能な期間の保険料の合計額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち平成元年 1 月から同年 10 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の上記手帳記号番号払出時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年

11 月から2年7月までの期間及び2年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月
② 平成10年9月
③ 平成11年10月から12年1月まで

私の父は、私が20歳の時に国民年金の加入手続をし、22歳までの国民年金保険料を納付してくれていた。その後は私自身が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は1か月と短期間であり、当該期間後の申立人の父親が国民年金保険料を納付していたとする期間の保険料は納付済みであるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年4月頃に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の国民年金の再加入手続、保険料の納付額及び納付場所等に関する記憶が曖昧である。また、申立期間②については、申立人は当該期間の再加入手続を行わないまま厚生年金保険被保険者資格を再取得したため、当該期間後の平成11年4月時点で未加入期間適用勧奨の対象とされていたこと、及び当該期間は12年2月に国民年金加入期間として記録追加がされていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点までは当該期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができなかった。さらに、申立期間③については、当該期間直後の期間は申請免除期間と記録されているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年3

月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月及び同年 5 月
私は、厚生年金保険適用事業所を退職した後に納付書が自動的に送付されてきたので、国民年金保険料は全て納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 61 年 3 月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の被保険者資格得喪欄には、昭和 60 年 * 月 * 日 (取得)、同年 6 月 1 日 (喪失)、同年 10 月 1 日 (取得) と記載されており、申立期間は加入手続時点で国民年金被保険者期間と記録されていたことが確認でき、申立期間の保険料の納付書は送付されていたものと推認できるほか、申立人は送付されてきた納付書の保険料は全て納付したと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 2 日から 40 年 8 月 15 日まで
平成 22 年 12 月頃に、年金記録を確認したところ、申立期間に勤務したA社について、脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人が申立期間に勤務したA社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年7か月後の昭和42年3月28日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の後で、脱退手当金が支給されたとする日の前のB社に係る被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立期間に勤務したA社と当該未請求期間に勤務したB社に係る被保険者記録は同一記号番号で管理されている上、申立人が当該未請求期間に勤務したB社を管轄する社会保険事務所（当時）は、申立期間に係るA社を管轄する社会保険事務所と同一であることから、当該未請求期間が存在することは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年1月5日から同年7月1日まで
② 昭和36年7月10日から38年6月1日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したときに、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金という制度を知らなかったし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人が申立期間②に勤務したA社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年2か月後の昭和39年8月11日に支給決定されたこととなっており、同社の事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の最初に厚生年金保険被保険者となった期間及び申立期間より後の支給日より近い厚生年金保険被保険者となった期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、4回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間及び支給日より近い申立期間②と同一事業所であるA社の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間②に勤務したA社と支給日より近い未請求となっている同社における被保険者期間は、同一記号番号で管理されている上、申立人が当該未請求期間に勤務した同社を管轄する社会保険事務所は、申立期間②に勤務した同社を管轄する社会保険事務所と同一であることから、当該未請求期間が存在することは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月1日から48年10月1日まで
② 昭和48年10月1日から51年9月19日まで

日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給したことも無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人が申立期間②に勤務したA社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年6か月後の昭和53年4月7日に支給決定されたこととなっている上、同社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である51年9月19日の前後の各2年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給記録が有るのは、申立人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前にある最初に勤務した事業所及び次に勤務した事業所を含む2回の厚生年金保険被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、4回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を含む2回の被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和57年1月6日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和56年2月から同年12月までの標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年2月28日から59年7月31日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に継続して勤務していたことがうかがえる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が昭和56年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなる処理が行われているが、同名簿に記載されている従業員21名の資格喪失処理は57年1月6日付けで行われていることが確認できる。

また、当該従業員のうち6名は、当初の昭和56年7月1日の被保険者資格喪失記録を遡って同年2月28日に訂正されたことが確認できる上、遡って被保険者記録を取り消された従業員が2名確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本では、同社は申立期間において法人事業所であり、上記資格喪失処理日において複数の従業員が在籍していたことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、事業所別被保険者名簿の欄外には、昭和56年9月におけるA社の担当者との連絡状況及び社会保険料の納付についての記述が確認できることから、同社が社会保険料を滞納していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人に係る資格喪失処理を行う合理的な理由は無

く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を当該処理日である昭和57年1月6日に訂正することが必要である。

なお、昭和56年2月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人のA社における同年1月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

次に、申立期間のうち、昭和57年1月6日から59年7月31日までの期間について、勤務期間を特定することができない上、事業主は既に死亡しており、従業員から厚生年金保険料の控除等について供述が得られないことから、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月5日は30万円、18年3月31日、同年7月10日及び同年12月8日はそれぞれ20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月5日
② 平成18年3月31日
③ 平成18年7月10日
④ 平成18年12月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は社会保険事務所（当時）に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は年金の給付に反映されない記録となっている。賞与支給明細書等を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成17年12月5日は30万円、18年3月31日、同年7月10日及び同年12月8日はそれぞれ20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申

立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和46年12月1日、資格喪失日に係る記録を47年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月1日から47年6月1日まで

C社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないため、親会社であるA社で厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社に勤務していた複数の従業員の供述から、申立人は申立期間に同社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、B社は、当時の社長が死亡しており、資料も無いことから厚生年金保険の取扱いについては不明と回答しているが、C社に勤務していた複数の従業員は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和47年6月1日以前は、親会社であるA社で厚生年金保険に加入していたと供述しており、オンライン記録によると、複数の従業員が同社において被保険者資格を有していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和47年6月の社会保険事務所（当時）の記録及び同僚のA社における46年10月及び47年6月の社会保険事務所の記録から、申立人は同僚より一等級低い標準報酬月額であると判断できることから、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明

としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が届出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年12月から47年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 2 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は、年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された「賃金台帳（賞与）」及び「賃金台帳（給与）」から、申立人は、平成 20 年 12 月 10 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「賃金台帳（賞与）」及び「賃金台帳（給与）」において確認できる賞与額及び保険料控除額から、2 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る「賞与支払明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「賞与支払明細書」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年7月31日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年8月1日より後の同年9月11日付けで、7年10月及び8年10月の定時決定の記録が取り消され、遡って24万円に減額訂正されており、他の従業員7人についても、標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間及び上記訂正処理日において取締役であったことが確認できる。

しかし、A社の複数の元従業員は、申立人は社会保険の届出事務に関与していなかった旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月7日から同年6月1日まで
② 昭和36年7月7日から42年1月26日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。しかし、退職時には会社から脱退手当金について説明は無く、自分で脱退手当金の請求手続はもちろんのこと、脱退手当金を受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間①と②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該未請求となっている被保険者期間と申立期間②の事業所は、移転に伴い健康保険及び厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、再度同日付けで新規適用がなされたために被保険者期間として分けられているものであり、申立人は継続して同一事業所に勤務していることから、申立人がこれを失念するとは考え難い。

また、前述のとおり、当該未請求期間と申立期間②とは同一事業所である上、同一の被保険者記号番号で管理されており、管轄社会保険事務所（当時）は異なるものの、申立期間②の事業所別被保険者名簿には、前管轄社会保険事務所から移転があったことを示す記載が確認できることを踏まえると、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 138 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 4 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与支払明細書から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、138 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月30日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び関連会社であるB社の代表者であった者、同僚並びに従業員の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（平成3年5月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を平成3年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年7月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月26日から同年10月1日まで
② 平成2年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和39年9月26日から平成2年6月末日まで継続して勤務していたことは確かであり、当時の年金転貸融資制度取扱いについての申出書及び給与所得の源泉徴収票等を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、平成2年6月30日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出した平成2年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は、同年中にA社において、6か月分の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、A社の元総務人事担当者は、当該期間より前の昭和60年5月1日付けで同社の被保険者資格を喪失しているが、当該者は、「同社では、給与は20日締めで25日払、保険料の控除は当月控除であった。」旨供述しているところ、申立人が提出した給与振込が確認できる預金通帳の写しによると、平成元年5月の給与が当月25日に振り込まれていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表者の所在が特定できないため、当時の状況について照会できないが、事業主が資格喪失日を平成2年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人が提出した年金転貸融資制度取扱いについての申出書、昭和39年分給与所得の源泉徴収票、特別区民税・都民税特別徴収税額の納税者への通知書及び上記元総務人事担当者の供述から、申立人は、昭和39年9月26日からA社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、上記元総務人事担当者は上述のとおり、「A社では、給与は20日締めめの25日払、保険料の控除は当月控除であった。」旨供述しているところ、申立人が提出した昭和39年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は、同年中に同社において、3か月の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

なお、上述のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表者の所在が特定できないため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から4年7月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支払明細書に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給与支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の状況について不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月16日から14年8月30日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給された給与額（50万円以上）より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額について、38万円と記録されていたところ、平成14年5月9日付けで、32万円に遡及減額訂正されている上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年8月30日より後の同年9月19日付けで、32万円から11万円に遡及減額訂正されたことが確認できる。

また、A社の元代表者、複数の元役員及び複数の従業員においても、申立人と同様、標準報酬月額が遡及減額訂正されていることが確認できる。

さらに、社会保険料の滞納処分票によると、A社は、平成13年4月分から社会保険料の納付を延滞し、同年9月27日以後は、保険料を納付できる状況ではなかったと認められる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の遡及減額訂正時において、同社の取締役であったことが確認できる。しかし、複数の元役員は、「申立人は営業担当の取締役であり、社会保険の届出事務に関与していなかった。」旨供述していることから、申立人は上記標準報酬月額の遡及減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成14年5月9日付け及び同年9月19日付けで行われた上記標準報酬月額の遡及減額訂正処理は事実には即したものと考えるが、社会保険事務所において当該処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬

月額、事業主が社会保険事務所に届け出た 38 万円に訂正することが必要である。

なお、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成 13 年 6 月及び同年 7 月の資格取得時に係る標準報酬月額については、当初、59 万円と記録されていたところ、同年 8 月 29 日付けで 38 万円に遡及減額訂正されていることが確認できる。しかし、当該遡及訂正された標準報酬月額は、同年 8 月 14 日付けで処理された定時決定の標準報酬月額（38 万円）と同一であることが確認できる。また、同年 8 月 29 日付けで標準報酬月額を遡及訂正された者は、申立人と同様、同年 6 月に被保険者資格を取得した者のみである上、当該者の遡及訂正後の標準報酬月額も同年 8 月 14 日付けで処理された定時決定の標準報酬月額と同一であることが確認できる。さらに、上述のとおり、社会保険料の滞納処分票によると、A社は同年 4 月の保険料から納付を延滞していることが確認できるが、同年 9 月 26 日までは遅延しながらも納付していたことが確認できる。このことから、同年 8 月 29 日付けの標準報酬月額の遡及減額訂正については、同年 8 月 14 日付けで処理された定時決定の標準報酬月額に基づき行われたと考えられることから、当該遡及減額訂正について、事実即した処理でないと判断することはできない。

一方、申立人は、申立期間における自身の給与は 50 万円以上であった旨主張しているが、保険料控除を確認できる資料は保有していないとしている。

なお、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表者から照会の回答が無いことから、厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低くなっている。申立期間の給与明細表を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、直前の期間と比較すると5等級低い38万円となっていることが確認できる。

一方、A社は、申立人が提出した申立期間に係る給与明細表は同社が発行したものであるとし、当該給与明細表における報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額（53万円）であることが確認できることから、当該標準報酬月額どおりの届出を社会保険事務所に行ったと思われるとしている。

また、B厚生年金基金（現在は、B企業年金基金）は、平成3年11月に設立されているところ、申立人の同基金における同年11月の標準報酬月額は53万円であることが確認できる。

さらに、年金事務所に照会したところ、通常、事業所から著しく低いか又は高い標準報酬月額に係る届出があった場合、当該届出が適正なものかどうか確認するはずであるから、申立人に係る標準報酬月額の記載については、事業主からは正しい届出を受理したものの、事務処理に誤りがあった可能性が高いとする旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の申立期間における標準報酬月額を38万円として届け出たとは考え難い上、社会保険事務所において、申立人に係る厚生年金保険の記録管理が適正に行われていなかったものと判断される。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細表において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年8月8日から同年9月1日まで

A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にグループ会社間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の人事管理会社であるC社の担当者の供述から判断すると、申立人がB社のグループ会社に継続して勤務し(A社からD社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の異動日については、C社の担当者は、「人事異動の発令日は、通常1日が最も多く、申立人の場合は9月1日の発令であったと思われる。また、引継ぎ等の事情で1日発令でも前月8日に異動することはある。そういう場合、通常は翌月の1日付けで異動前の事業所における被保険者資格を喪失、同日付けで異動後の事業所において再取得の手続をとること、また、保険料は異動前の事業所で2か月分控除するよう指示している。」と回答していることから、昭和36年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年7月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保

険料を納付していたと思われる旨回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成11年1月から同年8月まで及び同年12月から12年4月までを11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年11月1日から12年9月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額は、申立期間前と同じ59万円であったと思うので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務した申立期間について、申立人は、標準報酬月額の相違を申し立てている。

A社の当時の事業主から提出された申立人に係る給与支給明細書の控えによると、平成10年11月以降、同社における報酬月額及び厚生年金保険料控除額が大幅に低下している一方で、同社の関連会社であるB社（後に、C社に社名変更）からも給与が支給されていることが確認できる。当時の事業主は、申立期間当時、A社は社会保険料の納付に苦慮しており、申立人の給与の大半を厚生年金保険の適用事業所となっていないB社から支給することとし、A社における報酬月額を大幅に減額した上で、当該報酬月額のみを標準報酬月額の算定の基礎としたと回答している。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、認定すべき額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合に記録の訂正を行う必要がある。

したがって、申立期間のうち、平成11年1月から同年8月までの期間及び同年12月から12年4月までの期間の標準報酬月額については、A社の当時の事業主から提出された上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、事業主は、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年11月、同年12月及び12年5月から同年8月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額が、認定すべき標準報酬月額（厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う額）と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成11年9月から同年11月までの期間については、申立人は給与支給明細書等の資料を所持していないため、厚生年金保険料の控除を確認することができず、同僚からも当該期間の保険料控除を裏付ける資料は得られなかった。

さらに、A社の当時の事業主は、同社から当該期間の給与を支払えず、厚生年金保険料を控除していないと回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年10月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月9日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に事業所間の異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された退職台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和46年10月9日に同社C支店から同社B工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和46年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の書類は保管期間経過のため破棄しており、申立期間に係る届出及び保険料の納付については不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果150万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の10万2,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月9日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額が、賞与額に見合ったものとなっていない。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、訂正後の申立期間の記録は厚生年金保険の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年6月16日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤ったとして、訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和60年1月31日から同年2月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年2月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月1日から60年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、一部期間の厚生年金保険の加入記録が無い。また、申立期間の標準報酬月額は、実際の給与額より低くなっているが、退職まで給料は変わらなかったはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和60年1月31日から同年2月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及びA社の従業員の証言により、申立人は、同年1月31日まで同社に継続して勤務していたと認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社における申立人の被保険者資格喪失日について、昭和60年2月1日と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年1月31日）の後の同年4月1日付けで、遡及して同年1月31日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本では、同社は、当該期間において法人事業所であり、5名以上の従業員がいることが確認できることから、当該期間においても厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、昭和60年4月1日付けで行われた申立人に係る資格喪失日の訂正処理は事実と即したものととは考え難く、社会保険事務所（当時）において、申立人のA社における資格喪失日を遡及して訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、雇用保険の離職日の翌日である同年2月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年12月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間の標準報酬月額について、A社は既に解散し、当時の事業主は死亡していることから、同社及び事業主から申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿により、申立人と同時期に標準報酬月額が下がっていることが確認できるA社の同僚及び従業員に照会したところ、回答のあった同僚2名及び他の従業員4名はいずれも、申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保有していないことから、これらの者から申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額について記載内容の不備や遡及訂正等、社会保険事務所による不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和31年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月25日から32年1月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の回答及び同社から提出された社員名簿から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人のA社B支店から同社本社への異動日については、上記社員名簿に「昭和31年12月15日C部」と記載されていることから、同年12月25日とし、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社本社における32年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格取得日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年5月28日から9年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、8年5月から同年9月までは50万円、同年10月から同年12月までは47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月28日から9年3月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないとの通知を受けた。そのため、今回、新たにB社の平成8年11月分の給料明細書、C社D支店が作成した6年5月2日から8年4月30日までの普通預金取引明細及びE健康保険組合から入手した資料を提出するので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出されたA社の平成8年分給与支払報告書の退職日欄に「平成8年7月15日退職」の記載があることから、申立人は、同日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社が加入するE健康保険組合の記録では、申立人の被保険者資格の喪失日は平成8年5月28日となっており、これは、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

また、申立人から提出のあった平成8年の確定申告書及び上記給与支払報告書に記載されている社会保険料の控除額は、申立人のA社における5か月分の社会保険料とほぼ同額である。そして、オンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、一人の従業員が、同社における厚生年金保険料の控除は翌月控除方式であったと供述している。

このことから、上記の社会保険料は、申立人の加入記録がある平成7年12月から8年4月までの分であり、A社は、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していなかったものと認められるとして、既に当委員会の決定に基づき21年3月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな資料10点を提出して、再申立てを行い、C社D支店が作成した申立人が口座名義人の取引明細（平成8年5月から9年3月まで）及びB社における平成8年2月分の給与明細書等から、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかし、上記取引明細によると、平成8年5月24日にB社（同年4月1日にA社に社名変更）から、37万6,856円が振り込まれているが、当該振込額では明細が不明であることから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、前回審議でA社における厚生年金保険料の控除は翌月控除方式であることが確認されていることから、平成8年4月の厚生年金保険料が、同年5月の給与から控除されていたとも考えられる。

また、上記取引明細によると、平成8年7月8日にF氏名義で100万円が振り込まれており、申立人は、当該額についてA社の社長から振り込まれた同年6月分及び同年7月分の給与等であると主張しているが、当該振込額では明細が不明であることから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、上記取引明細で平成8年8月30日から9年1月31日までの期間において6回にわたって振り込まれていることについて、A社の社長であるF氏及び同氏の妻で経理担当であるG氏が申立人の同社での8年8月から9年1月までの期間の給与として振り込んだものであると主張している。

しかし、これらの振込名義人が、H社、I社、J社、K社となっており、A社ではないことから、同社による給与振込みであることを確認できない。

加えて、上記の主張に関し、F氏及びG氏に照会したが、回答を得ることができなかった。

また、申立期間のうち、平成9年2月1日から同年3月25日までの期間については、新たな資料は提出されていない。

以上のことから、再度、当委員会の決定に基づき平成22年11月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たにA社の旧社名であるB社発行の平成8年11月分の給料明細書を提出しているところ、A社の事業主であったF氏は、当該給料明細書は同社で発行したものであると認めており、さらに、申立期間のうち、給料明細書の無い同年6月から同年10月まで、同年12月及び9年1月分の分の給料についても、前回の申立ての際提出された取引明細に記入されている振込額は、同社が振り込んだものであると回答している。

また、申立期間のうち、平成8年5月28日から9年1月1日までの期間について、上記の8年11月分の給料明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認

でき、当該給料明細書で確認できる振込額（37万6,856円）は、上記の取引明細で確認できる同年8月から9年1月までの分の各月の給与の振込額と一致している。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料明細書及び取引明細から確認又は推認できる保険料控除額から、平成8年5月から同年9月までは50万円、同年10月から同年12月までは47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）がこれを記録しないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、平成8年5月28日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成9年1月1日から同年3月25日までの期間については、上記の取引明細で給料の振込みを確認することができない。

また、申立人は、平成9年2月分及び同年3月分の給料は支給されていないと供述している。

これらの事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

厚生年金 事案 20410

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月20日から37年4月1日まで
遺族年金の受給手続きをしたときに、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知り、不審に思ったが、そのままにしていた。平成22年秋に、日本年金機構から脱退手当金に関わる厚生年金保険記録のお知らせ(はがき)が来て、申立期間について脱退手当金が支給されていることを再認識した。
しかし、脱退手当金の請求手続きを行ったことも、受給した記憶も無いので、よく調査して、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給決定されたとされる昭和39年当時の社会保険事務所(当時)における脱退手当金の支給に係る事務処理においては、脱退手当金の請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証について、脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行い、請求者に返還することとされていたところ、申立人が現在も所持している申立期間において発行されたと認められる厚生年金保険被保険者証には、「脱」の表示が確認できないことから、申立人の意思により申立期間に係る脱退手当金が請求されたものとは考えられない。

また、申立人に対する脱退手当金の支給は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約23か月後の昭和39年2月25日に決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和57年1月31日から同年7月21日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年7月21日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月31日から同年10月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、一方的に遡って取り消された期間なので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の倒産後、同社の従業員の何人かは、同社グループのB社及びC社に移った。」と供述しているところ、申立人の雇用保険の加入記録によれば、申立人は、昭和51年4月21日から57年7月20日まではA社、同年7月21日から平成4年6月30日まではB社で勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における資格喪失日は昭和57年1月31日と記録されているが、当該資格喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和57年7月31日）より後の同年9月17日付けで行われており、同日付けで、申立人と同様に資格喪失日を同年1月31日として遡って喪失処理された従業員が7人いることが確認できる。

また、複数の従業員は、「A社は昭和57年当時、経営が悪化し、給料の遅配や社会保険料の滞納があった。」と回答している。

さらに、申立人は、社会保険事務を担当していたと供述しているが、複数の同僚は、申立人は経理事務担当であり、当時の代表取締役及び申立人の上司が社会保険事務を行っていた旨供述していることから、申立人が当該遡及処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が昭和57年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該

喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である同年7月21日であると認められる。

なお、昭和57年1月から同年6月までの標準報酬月額については、申立人のA社における同年1月の随時改定の記録から、26万円とすることが妥当である。

次に、申立期間のうち、昭和57年7月21日から同年10月16日までの期間については、前述のとおり雇用保険の加入記録から、申立人のB社での勤務が認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和62年5月1日であり、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、オンライン記録では、B社は平成4年9月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の当時の事業主は所在不明であり、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、A社、B社及びC社等グループ各社の経理事務、社会保険事務を担当していた旨供述しているが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後は国民年金に加入したとし、当該期間に係る給与明細書等は所持しておらず、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、雇用保険の加入記録からB社で当該期間において勤務が確認できる従業員に、当該期間の保険料控除等について照会したところ、4人から回答があり、4人全員が当時の経理事務担当者が申立人であったとしているほか、いずれも当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について記憶しておらず、また、当時の給与明細書等を保管していないため、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成18年9月から同年12月まで及び19年2月から同年8月までを24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額より低くなっている。給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成18年9月から同年12月まで及び19年2月から同年8月までの期間については、申立人が保管するA社の給与明細書及び同社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間にその主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 19 年 1 月については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（24 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（22 万円）よりも高額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額（22 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（厚生年金保険法上の適用事業所について、オンライン記録によると、申立対象事業所は平成5年4月1日付けで一旦、適用事業所ではなくなり、同日付けで別の事業所整理記号番号で再度、新規適用事業所となっていることから、両社を区別するため同日より前の事業所名を「A社」、同日以後の事業所名を「B社」と表記する。）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年2月及び同年3月の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

また、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年4月8日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年1月から同年3月までの標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月26日から同年4月1日まで
② 平成6年1月31日から同年4月8日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録によると、昭和63年4月1日から平成6年7月20日までのA社及びB社における加入記録があることから、申立期間①においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成5年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同日以降の同年3月29日付けで、被保険者資格を同年2月

26日に遡って喪失処理されている者が申立人を含め35人いることが確認できる。

しかしながら、A社及びB社に係る商業登記簿謄本によると、A社は適用事業所でなくなった日においても法人格を有しており、申立期間①において厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所（当時）において適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、オンライン記録によると、A社は、上記のとおり、平成5年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同年4月1日に再度、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できること、当該事業所の所在地、事業主も同一であり、申立人を含む同年2月26日に同社の被保険者資格を喪失した35人のうち申立人を含む33人が同年4月1日にB社で新たに資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成5年2月26日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は同年4月1日であると認められる。

また、平成5年2月及び同年3月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年1月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の記録によると、昭和63年4月1日から平成6年7月20日までのA社及びB社における加入記録があることから、申立期間②においてB社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、B社は、平成6年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同日以降の同年4月7日付け及び同年4月8日付けで、申立人を含む同社の被保険者であった16人が同年1月31日に遡って厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、A社及びB社に係る商業登記簿謄本によると、B社は適用事業所でなくなった日においても法人格を有しており、申立期間②において厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所において適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人に係るB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、平成6年4月7日付けで同年3月31日と処理された後、翌日の同年4月8日付けで同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年1月31日に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成6年1月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のB社における資格喪失日は、当該処理日である同年4月8日であると認められる。

また、平成6年1月から同年3月までの標準報酬月額については、申立人のB社における5年12月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における資格喪失日は、昭和57年3月16日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月31日から57年3月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和57年3月15日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年10月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が34人おり、そのうち26人については、当初の資格喪失日（昭和56年11月1日～57年3月1日）が57年4月22日付けで、56年10月31日に遡及訂正されていることが確認できる。申立人を含む残りの8人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年10月31日の後の57年4月22日付けで、資格喪失日を56年10月31日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿の更新又は検認年月日欄に、昭和57年2月19日の日付印が押され、申立人の健康保険証を更新した旨の記載がある上、複数の従業員が、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする56年10月31日以降も継続して勤務していた旨供述していることから、同日において、同社は厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所（当時）が同日に同社を適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人が、上記処理日において、同社の

取締役であったか否かについては不明であるものの、申立人は、申立期間当時の自身の業務について、「プログラム開発担当であった。」旨主張しているところ、同社の元従業員は、「申立人の仕事はプログラム開発である。取締役だったという話は聞いたことがない。」旨供述していることから、申立人は当該喪失処理に関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、昭和 56 年 10 月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である 57 年 3 月 16 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 56 年 9 月の社会保険事務所の記録から、28 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の財団法人A会B業務所における厚生年金保険の資格取得日は昭和26年4月1日、資格喪失日は31年5月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和26年4月は4,000円、同年5月及び同年6月は4,500円、同年7月から同年12月までは5,000円、27年1月から28年1月までは7,000円、同年2月から29年9月までは8,000円、同年10月から30年9月までは1万円、同年10月から31年4月までは9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年4月1日から31年5月1日まで

財団法人A会B業務所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において、財団法人A会B業務所に勤務していたことが認められる。

また、財団法人A会B業務所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の旧姓と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日：昭和26年4月1日、資格喪失日：31年5月1日）が確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の旧姓と同姓同名で生年月日の一部が相違する者の厚生年金保険の年金手帳番号が、昭和26年4月30日付で事業所名「財団法人A会B支部」として払い出されていることが確認できる。

加えて、申立人は、「申立期間当時、私と同姓同名の従業員が財団法人A会B業務所管轄のC駅の売店で働いていた。」旨供述しているところ、同事業所に係る上記被保険者名簿において、上記未統合の記録とは別に、申立人と読み仮名が同一で、名前の漢字が異なる、昭和2年*月*日生まれの厚生年金保険被保険者記録を確認することができ

ることから、当該未統合の記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 26 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、31 年 5 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿における申立人の旧姓と同姓同名の記録から、昭和 26 年 4 月は 4,000 円、同年 5 月及び同年 6 月は 4,500 円、同年 7 月から同年 12 月までは 5,000 円、27 年 1 月から 28 年 1 月までは 7,000 円、同年 2 月から 29 年 9 月までは 8,000 円、同年 10 月から 30 年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 31 年 4 月までは 9,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和25年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和7年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和25年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが、申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る在職証明書、人事記録及び申立人の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるとともに、異動日については、同僚の被保険者記録及び申立人の供述から、昭和25年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和25年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和25年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和46年9月21日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年9月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年8月16日から同年10月1日まで
② 昭和46年9月15日から同年10月1日まで

B社に勤務した期間のうちの申立期間①及びA社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録によると、事業所名は不明であるが、資格取得日が昭和46年9月21日、離職日が48年11月30日とされている記録が確認できることから、申立人は、46年9月21日からA社に勤務していたことが認められる。

また、当該期間当時、申立人と同様にA社に当初から管理職として入社したとする複数の元従業員は、他の一般従業員と異なり、試用期間は無く、入社日から厚生年金保険に加入したとしているところ、オンライン記録により、いずれも入社日から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和46年9月21日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の所在が不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかで

ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人は、昭和40年8月16日からB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間当時の事業主は所在が不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿から、当該期間に被保険者となっていることが確認できる複数の元従業員に照会したところ、申立人を記憶しているものの、申立人が当該期間に勤務していたことを確認することができない上、そのうちの一人は、同社には試用期間があり、試用期間が経過した後に厚生年金保険に加入したと思うと供述している。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人のB社における資格取得日は昭和40年10月1日となっており、上記被保険者名簿の資格取得日と一致している。

加えて、申立人から提出された昭和40年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額には、当該期間前に勤務していた事業所における保険料控除額が含まれていると推認され、当該社会保険料の金額からは、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月1日から同年8月2日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが、申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B営業所で申立人の上司であった元従業員は、昭和47年7月1日に申立人と一緒に同社C営業所から同社B営業所に異動したと供述している。

また、A社は、申立期間当時、給与計算事務は本社で行っていたが、社会保険事務は営業所ごとに行っていたため、申立人の営業所間の異動に際し、厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得に係る手続に誤りが生じたことは考えられるとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和47年7月1日に同社C営業所から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和47年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社B営業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が雇用保険の被保険者資格取得日と同一であり、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和47年8月2日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年2月までの期間及び12年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から6年2月まで
② 平成12年6月

私は、申立期間①については、国民年金保険料を納付する余裕がなく納付していなかったところ、平成6年春頃、保険料の督促の納付書が届いたため、父親に保険料を納付してもらった。申立期間②については、保険料の免除申請はしておらず、私の妻が夫婦二人分の保険料を納付したはずである。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付を行ったとする父親から当時の納付状況を聴取することが困難なため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、平成6年春頃に、毎年度当初に送付される現年度納付書とは別に1枚又は2枚の納付書が送付され、経済的余裕がなかったため、当該納付書で父親に保険料を納付してもらったと説明しており、6年春頃に過年度納付書が届いたとすれば、当時の過年度納付書の発行事務処理の状況からみて、4年度及び5年度の保険料に係る各年度分の一括納付書と考えられる。他方、申立期間直後の6年3月分の保険料は過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、同月分の保険料を含む一括の過年度納付書を受け取りながら、同月分の保険料のみを納付せず、一時未納月分として残しておいて、別途その後に納付したとは考えにくい上、当該一括の過年度納付書を使用して納付したのに同月分の保険料のみ納付済みとされることも考えにくいなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫婦二人分の保険料を納付したとする妻自身も当該期間は申請免除期間と記録されており、申立人及びその妻の当該免除記録について、いずれも平成12年6月19日に免除申請を行い、同年10月23日に申請処理が行われていることがそれぞれのオンライン記録で確認でき、これらの免除申請日及び申請処理について不自然、不合理な点は認められないなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月

私は、申立期間の国民年金保険料を遡ってコンビニエンスストアで納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成7年7月に厚生年金保険適用事業所を退職した時に、厚生年金保険から国民年金への切替手続はしていないと説明しており、申立期間の保険料の納付時期及び保険料額に関する記憶も曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料をコンビニエンスストアで納付したと説明しているが、コンビニエンスストアで保険料を納付することができるようになったのは平成16年2月からであり、申立期間当時はコンビニエンスストアで保険料を納付することができなかったこと、19年11月12日に申立期間に係る7年7月25日の被保険者資格取得及び同年8月1日の同資格喪失の記録が追加されたことがオンライン記録で確認でき、当該記録追加以前は、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月及び同年5月

私は、国民年金の手続のために何度か区の出張所に出向いたことがあったが、国民年金保険料の未納期間があるという指摘を受けたことはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、申立人は、申立期間前の平成元年1月1日に第3号被保険者資格を取得し、当該資格取得日に係る届出処理が同年2月20日に行われた後、申立期間当初の3年4月1日の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更及び申立期間後の4年7月1日の被保険者資格喪失の届出処理が5年7月8日に行われていることがオンライン記録で確認でき、当該記録整備前までは、申立期間を含む元年1月から4年6月までの期間は全て第3号被保険者期間とされ、納付書は発行されていなかったと考えられる。

また、上記被保険者種別変更の届出処理が行われた平成5年7月時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができず、申立人は、当該届出処理時点で過年度納付が可能であった申立期間直後の3年6月分まで遡って保険料を納付していることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月及び同年5月

私は、共済組合の任意継続組合員期間が終了したので、区の出張所で国民年金の加入手続を行った。加入後は納付すべき国民年金保険料は全て納付しており、未納期間があるという指摘を受けたことはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、申立人は、共済組合における2年間の任意継続組合員期間が終了した平成5年5月頃に国民年金に加入し、申立期間の保険料を遡って納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、上記共済組合員資格喪失後の5年7月頃に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では申立期間の保険料は時効により納付することはできず、申立人は、当該払出時点で過年度納付が可能であった申立期間直後の3年6月分まで遡って保険料を納付していることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

なお、申立人が所持する平成5年分の確定申告書に記載されている国民年金の支払保険料額は、オンライン記録で納付済みとなっている3年6月から5年11月までの期間の保険料合計額と一致し、6年分の同申告書に記載されている当該保険料額は、5年12月から6年11月までのオンライン記録で納付済みとなっている期間の保険料額と一致しており、当該確定申告書に記載された国民年金の支払保険料額に申立期間の保険料が含まれていることをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から8年3月まで
私の父は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は20歳になった平成5年*月頃に父親が国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、平成9年1月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、当該付番時点で申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳1冊を現在所持し、父親が加入手続時に年金手帳をもらったかどうかの記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年1月から49年12月まで

私の母は、私が20歳になった頃、私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、結婚後は、夫か義父が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親、夫及び義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親、夫及び義父から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が居住する区の国民年金被保険者名簿により、申立人の被保険者資格の取得届は申立期間後の昭和51年10月7日に受け付けられていることが確認でき、当該時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に対して上記被保険者名簿に記載されている国民年金手帳の記号番号と別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親、夫及び義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年3月まで

私は、経済的な理由により、何度か国民年金保険料の免除申請を行っており、平成13年度についても免除申請を行った。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人が居住する市の免除履歴一覧記録には、申立人の平成13年度以降の保険料免除履歴が記録されており、申立人は、同年度から21年度まで毎年度保険料免除申請を行い、14年度以降の保険料免除申請（いずれも免除対象月は当該年度の7月から翌年度の6月までの期間）についてはいずれも承認された旨が記録されているが、平成13年4月2日付けの13年度の保険料免除申請については承認されず却下された旨が記録されているほか、オンライン記録の免除記録変更履歴欄には同日付けの13年度の保険料免除申請の記録は13年9月28日に取り消された旨が記録されていることが確認できる。

また、申立人と同一世帯員の申立人の長男は、厚生年金保険被保険者資格を喪失し国民年金第1号被保険者となった平成13年9月から14年7月までの期間は保険料全額免除期間ではなく保険料納付済期間となっており、その後の同年8月から保険料半額免除期間となっているなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12024

第1 委員会の結論

申立人の平成17年1月から18年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月から18年6月まで

私は、平成17年1月に失業し、同年3月頃に国民年金保険料の免除申請書を社会保険事務所（当時）に郵送した。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、平成17年3月頃に保険料の免除申請を1回だけ行ったと説明しているが、同年同月に保険料の免除申請をした場合、免除承認対象期間は、制度上、17年2月から同年6月までとなり、申立期間のうち17年1月及び同年7月から18年6月までの期間は免除承認対象期間とはならないこと、申立期間に係る未加入期間国年適用勧奨通知が18年7月25日に作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該時点までは申立期間は未加入期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 59 年 6 月まで

私の母は、昭和 59 年 7 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、20 歳まで遡って国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする母親は、保険料の納付時期、納付額、納付回数及び納付期間に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 61 年 8 月に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人及びその母親は、当該手帳記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無いと説明していることから申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から53年3月まで

私は、昭和53年頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、未納の国民年金保険料の納付について説明を受けて申立期間の保険料を納付したはずであり、その当時に作成したメモも所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金の加入手続当時に区役所職員から国民年金保険料の納付について説明を受けて作成したとするメモには、「53年7月末に51.4～52.3月分 納」及び「53年8月末に52.4～53.3」の記載があるが、一方で「(納める開始年月日) S 53.4月分より」の記載があり、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は昭和53年8月11日に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち51年6月以前の期間については、保険料の過年度納付が可能な2年間を経過しており、当該期間の保険料を納付するためには当時実施されていた第3回特例納付による以外にないが、申立人は特例納付により保険料を納付した記憶は無いこと、申立人及びその妻は53年4月から保険料の納付を開始していることがオンライン記録で確認でき、申立人と同日に手帳記号番号が払い出されている妻も申立期間は保険料が未納となっていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から47年3月までの期間、59年6月から60年2月までの期間、61年8月及び62年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から47年3月まで
② 昭和59年6月から60年2月まで
③ 昭和61年8月
④ 昭和62年6月

私の母は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。また、私は、昭和59年6月に会社を退職した後すぐに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと記憶している。さらに、時期は定かではないが過去の未納保険料を遡って納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和49年12月に払い出されており、申立人は、最初に就職した会社を退職した後の同年9月26日に被保険者資格を取得していることがオンライン記録で確認でき、申立人の所持する年金手帳にも初めて被保険者となった日として同日の日付が記載されていることから、当該期間は未加入期間であり納付書が交付されないため保険料を納付することができない期間であること、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②、③及び④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間②については、上記年金手帳には申立人は昭和53年3月15日に被保険者資格を喪失し60年3月12日に被保険者資格を取得している旨が記載されていることから、当該期間は未加入期間であり納付書が交付されないため保険料を納付することができない期間である。申立期間③については、当該期間は、63年11月に未加入期間から被保険者期間に記録訂正されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録訂正前は未加入期間であり納付書が交付されないため保険料を納付することができない期間であったほか、当該記録訂正時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。申立期間④については、申立期間③と同様、当該期間直後の62年7月から同年9月までの期間を含め、63年11月に未加入期間から被保険者期間に記録訂正されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録訂正前は未加入期間であり納付書が交付されないため保険料を納付することができなかった期間であるほか、当該期間直後の上記期間の保険料は平成元年10月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

以上のことから、申立人が申立期間②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成21年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月

私は、預金の残高不足で口座振替することができなかった申立期間の国民年金保険料を平成22年2月から同年4月頃までの間にコンビニエンスストアで納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料については、口座振替ができず、平成22年2月15日、同年7月9日及び23年6月14日の3回にわたって納付書が発行されていることがオンライン記録で確認でき、申立人は、最初に受け取った納付書によりコンビニエンスストアで納付し、その後のものは既に納付していたため放置したと説明しているが、14年4月からは保険料収納事務が国に一元化され、事務処理の機械化が一層進んでいることから、記録漏れや記録誤り等を生じる可能性は極めて低くなっており、また、22年当時では、コンビニエンスストアで納付した場合、納付書等の店舗読取データとコンビニエンスストア本部読取データの突合等により確実に収納確認が行われた上で、社会保険業務センター（当時）に電磁データで送信され、納付記録の即時更新が行われることになっており、収納未処理は考えにくいなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、厚生年金保険被保険者期間と重複するため過誤納とされた平成23年6月の保険料が23年7月11日の決議により申立期間の保険料に充当処理されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで
私は、昭和47年4月に転職した際、転職先で、1年間は厚生年金保険の適用がないので国民年金に加入するように勧められ、転職してすぐにA区役所で国民年金の加入手続きを行い、同区役所で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立期間より後の昭和59年9月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金の手帳記号番号は、前述の59年9月頃に払い出された手帳記号番号と一致していることなどから、申立期間当時に申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間に係る保険料の納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 2 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 2 月から同年 5 月まで
私は、平成 16 年 10 月頃に、A 市役所で、会社を退職した 15 年 2 月の時点に遡って厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付書によりまとめて納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 16 年 10 月頃に、A 市役所で、会社を退職した 15 年 2 月の時点に遡って厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付書によりまとめて納付した。」と主張している。しかし、16 年 10 月頃の時点においては、申立人は、B 区へ転居しており、A 市役所において当該切替手続きを行うことはできず、保険料も A 市役所で納付することはできない。

また、申立期間は、オンライン記録によれば、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することはできない期間である。さらに、申立期間は、保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、事務処理の電算化等が一層促進されたことなどに伴い、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立期間に係る納付記録が漏れたり誤ったりすることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から62年12月まで

私の母は、納付時期は不明だが、私の未納であった申立期間に係る約2年分の国民年金保険料を遡って1回で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、昭和63年5月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「現在所持している年金手帳以外の手帳の記憶は無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、60年12月から61年3月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和61年4月から62年12月までの期間については、前述の手帳記号番号の払出しの時点においては、過年度納付することが可能である。しかし、申立期間直後の63年1月から同年3月までの期間の保険料は、オンライン記録によれば、時効期限直前の平成2年3月に過年度納付されていることが確認できることから、61年4月から62年12月までの期間は、当該過年度納付の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。その上、申立期間に係る保険料を納付したとする申立人の母親は、「保険料を遡って納付したのは1回だけである。」と述べていることから、申立期間の保険料が過年度納付されたとは考え難い。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする母親は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 61 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になった昭和 52 年頃に A 市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が 20 歳になった昭和 52 年頃に A 市役所で私の国民年金の加入手続を行ったはずである。」と主張している。しかし、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、申立人が 29 歳の昭和 61 年 10 月頃に払い出されていることが推認でき、その記号から B 区において払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「当該手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持したことはない。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は、オンライン記録によれば、国民年金に加入していない期間として管理されている上、前述の国民年金手帳によれば、同手帳の「初めて被保険者となった日」として「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されていることが確認できることから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、申立人は、申立期間のうち、20 歳の昭和 52 年*月から 55 年 3 月までの期間は大学生であったとしており、申立期間当時、学生は任意加入の適用者であったことに加え、55 年 4 月から 61 年 3 月までの期間は事業所に勤務し厚生年金保険に加入していたと主張し厚生年金保険についての年金記録に係る確認申立てを行った経緯もある上、60 年 6 月から 61 年 3 月までの期間は婚姻期間で任意加入の適用者であったことなどにより、申立期間直後の 61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまでの期間である申立期間については、国民年金に加入していない期間となったものと考え

えられる。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親から、当時の事情を聴取することができないため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から51年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和47年*月にA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚した50年10月までの国民年金保険料を納付してくれていたと思う。また、結婚後は、私の妻が、夫婦二人分の保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が20歳になった昭和47年*月にA市役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、B市の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、婚姻後の51年5月にB市において夫婦連番で払い出されていることが確認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無いなど、申立期間当時に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、47年6月から49年3月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間のうち、昭和49年4月から51年3月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、過年度納付することができるものの、婚姻後の夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、「夫の当該期間に係る保険料を遡って納付した記憶は無い。」と述べており、また、オンライン記録によれば、当該期間に係る申立人の妻の保険料も未納であることが確認できる。

加えて、申立人の母親及び妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料を納付してくれていたとする

申立人の母親から当時の事情を聴取することができないため、申立人の国民年金の加入
手続及び保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の母親及び妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申
立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から5年1月まで

私の妻は、平成5年1月か2月頃に夫婦で国民年金に加入し、それまで未納であった夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料 50 万円を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の妻は、平成5年1月か2月頃に夫婦で国民年金に加入した。」と主張している。しかし、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、7年1月頃にそれぞれ払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「当該手帳以外に年金手帳を所持した記憶は無い。」と述べていることなどから、当該手帳記号番号の払出し時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、3年2月から4年11月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「私の妻は、平成5年1月か2月頃に、それまで未納であった夫婦二人分の申立期間の保険料 50 万円を一括で納付した。」と主張しているが、オンライン記録によれば、申立期間については、申立人の妻の保険料も未納となっていることが確認できる。その上、申立人は、前述の国民年金手帳の記号番号が払い出された7年1月頃以降において、申立期間直後の5年2月から6年12月までの期間の保険料を夫婦共に遡って納付していることがオンライン記録から推認でき、当該期間に係る保険料額は、申立人が主張する納付金額とおおむね合致する。

さらに、申立人は、「A区の医療費助成制度の適用条件に両親の国民年金保険料納付があったため、国民年金に加入した。」と述べているが、A区の担当職員は、「当該助成制度は平成6年1月から開始され申立人が国民年金に加入したと主張する5年2月当

時は、同制度を開始していない上、国民年金への加入が同制度の適用条件ではなかった。」と述べている。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金の加入時期及び保険料の納付状況に関する記憶は曖昧である。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から63年2月までの期間、平成2年4月から3年2月までの期間、平成3年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和62年9月から63年2月まで
② 平成2年4月から3年2月まで
③ 平成3年6月及び同年7月

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は、申立期間①の保険料額に関する記憶が曖昧であり、申立期間②及び③の国民年金の再加入手続及び保険料の納付を行っていないと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の平成3年8月以前の国民年金被保険者資格の取得及び喪失は、全て14年8月12日に記録が追加されていることがオンライン記録で確認できるほか、母親は申立人の年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から54年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月から54年5月まで
私の妻は、私の国民年金の加入手続きを行い、婚姻直後の昭和48年8月から私が就職する54年5月までの私の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする妻は、昭和47年7月の婚姻後1年から2年以内に申立人の国民年金の加入手続きを行ったと説明しているが、申立期間の保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和60年2月頃に払い出されていることがオンライン記録で推認でき、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の被保険者資格を申立期間直前の48年7月7日に喪失し、申立期間後の59年4月1日に再取得していることが記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるほか、申立人及びその妻は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から同年12月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は加入手続の時期の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年2月に申立人の兄と連番で払い出されており、申立人は、申立期間直後の元年1月から2年3月までの期間の保険料を3年4月に過年度納付、2年4月から3年3月までの期間の保険料を3年2月に現年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該過年度納付及び現年度納付時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人の兄も申立期間の保険料は未納であること、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を受領、所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月から 51 年 9 月まで

私は、父に勧められ、20歳になった昭和45年*月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は父が負担をしてくれて私が郵便局又は区役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付頻度及び保険料額等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和53年5月頃に払い出されており、申立人は申立期間直後の51年10月分まで遡って保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できるが、当該払出時点で申立期間のうち51年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 60 年 3 月まで
私は、結婚後に国民年金に加入し、国民年金保険料を毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び保険料額等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 61 年 5 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、国民年金に加入した際に受け取ったとする現在所持する年金手帳以外のほかの年金手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から10年6月までの期間及び20年6月から22年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月から10年6月まで
② 平成20年6月から22年3月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料については、平成11年11月に入院治療のため健康保険被保険者証を入手する際、区職員に保険料を納付するように言われたので納付した。また、申立期間②の保険料については、領収証書を所持している。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、平成11年11月に健康保険被保険者証を入手するために当該期間の保険料を納付したと説明していることから、その当時に国民年金保険料ではなく、国民健康保険料について所要額を納付したものと考えられること、また、申立期間②については、申立人が所持する領収証書は、申立人が居住する区の平成20年度及び21年度の国民健康保険料の領収証書であること、当該期間の追納申出の記録はオンライン記録で確認できないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年9月までの期間及び46年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から同年9月まで
② 昭和46年9月

私は、20歳になったので国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。また、昭和46年9月に会社を退職した際には国民年金の再加入手続を行い、保険料を納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続、保険料額及び納付場所等に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①については、申立人は、20歳になった頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和45年3月頃に払い出されていること、申立人が当時居住していた市の国民年金検認記録では、43年10月から45年3月までの期間の保険料は過年度納付を示す表示が付されていることから、45年5月以降に納付されたものと考えられるが、この納付時期では少なくとも43年1月から同年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、当該期間直後の昭和46年10月から47年3月までの期間の保険料は48年12月に一括して過年度納付されており、当該納付時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該過年度納付の状況からみて、国民年金の再加入手続をして当該期間1か月分の保険料のみを納付し、2年後に一括納付したと考えるよりは、むしろ、一括納付時点で当該期間は時効期間が経過してい

たとえるのが自然であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12046 (事案 10313 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 12 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 50 年 9 月まで
私が大学受験で体調を崩したとき、両親が心配して国民年金に加入して国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、また、申立人は、昭和 45 年頃に両親が国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 52 年 11 月に払い出されており、申立人は、当該払出時点で過年度納付が可能な 50 年 10 月から 52 年 3 月までの期間の保険料を納付しているものの、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は現在所持する国民年金手帳以外に年金手帳を所持したことはないとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 3 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、母親が必ず国民年金の加入手続をして、保険料を納付していたはずであるとしているが、委員会の当初の決定を変更するに足りる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月までの期間、平成元年 2 月から 3 年 3 月までの期間、4 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 10 年 2 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月まで
② 平成元年 2 月から 3 年 3 月まで
③ 平成 4 年 7 月から同年 12 月まで
④ 平成 10 年 2 月から同年 8 月まで

私は、20 歳になった昭和 59 年*月から国民年金に加入して、その都度国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 61 年 8 月に払い出されており、国民年金被保険者資格の取得日は同年 4 月 1 日であることが申立人の所持する国民年金手帳及び申立人が 63 年 6 月から居住していた市の国民年金被保険者名簿で確認できることから、申立期間当時は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるほか、申立人には上記手帳記号番号とは別の手帳記号番号で平成 10 年 9 月 28 日に基礎年金番号が付番されているが、この付番時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができない期間である。

申立期間②については、当該期間を含む昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月までの期間は第 3 号被保険者として取り扱われていたことが、上記国民年金手帳及びオンライン記録から確認できることから、申立人に当該期間の納付書は作成されなかったと考えられるほか、当該期間は平成 22 年 4 月 9 日に被保険者種別が、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に記録訂正されたことがオンライン記録から確認でき、この記録整備時点では

当該期間は時効により保険料を納付することはできない。

申立期間③については、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続に関する記憶が無く、申立人の所持している2冊の国民年金手帳には、申立人が当該期間当時に居住していたとする住所の記載が無いことから、申立人は、当該期間当時に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていなかったと考えられる。

申立期間④については、当該期間は手帳記号番号が基礎年金番号に統合される平成10年10月19日まで第3号被保険者として取り扱われていたことがオンライン記録で確認でき、この手帳記号番号では当該期間の納付書は作成されなかったと考えられるほか、申立人は基礎年金番号が付番された同年9月28日直後の同年10月9日に免除申請を行っており、当該期間直後は申請免除期間で、当該期間の一部を含む過年度納付書が12年6月7日に作成されたことがオンライン記録で確認できるが、申立人はこの過年度納付書に関する記憶が曖昧である

また、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月から同年 6 月まで

私の母は、私が 20 歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、私が大学卒業後、国民年金保険料の納付方法を平成 21 年に口座振替に変更するまでの間、私の保険料を納付してくれていた。半額免除となっている期間についても、半額の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が半額未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、申立期間の保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成 14 年 5 月 31 日に同年 4 月から 15 年 6 月までの保険料の半額免除申請をしており、申立期間直後の 14 年 7 月以降の半額の保険料は 16 年 8 月以降順次、過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、本件は国民年金保険料収納事務が国に一元化され、事務処理の電子化等が一層促進された平成 14 年 4 月以降の期間の申立てであり、保険料の記録漏れが発生する可能性は低いほか、委員会において申立人の居住地を管轄する税務署に対し、申立人の申立期間当時の確定申告書の確認を依頼した結果、15 年及び 16 年の確定申告は行われておらず、14 年以前の期間は保存年限を経過しているために確認できないと回答しており、申立人の保険料を納付していたとする母親は、夫の確定申告書には申立人の社会保険料額は記載していなかったと説明しているなど、申立期間の保険料の納付状況を確認

することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで
私は、20歳になった昭和46年*月に、区役所で国民年金の加入手続を行った。私の国民年金保険料は、短大を卒業するまでは母が納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20歳になった昭和46年*月に国民年金の加入手続を行い、短大を卒業するまでは母親が保険料を納付してくれていたと説明しているが、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和49年11月に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間で、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人と同様に20歳になった時から短大を卒業するまでは母親が保険料を納付していたとする申立人の妹は、20歳となった同年*月から50年4月に厚生年金保険に加入するまでの期間が国民年金の未加入期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から53年6月まで
私の母は、私と弟の国民年金の加入手続きを一緒に行い、二人の国民年金保険料を20歳まで遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人及びその弟の国民年金の加入手続きを行い、遡って保険料を納付していたとする母親は、加入手続き及び保険料の納付時期、納付場所、納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている弟も申立人と同様に20歳から昭和53年6月までの期間の保険料が未納であるほか、申立人の手帳記号番号は55年7月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人及びその母親は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 57 年 6 月まで

私は、昭和 52 年 4 月に姉と一緒に国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書により、郵便局で 3 か月ごとに約 1 万 5,000 円の国民年金保険料を納付していたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料として約 1 万 5,000 円を 3 か月ごとに郵便局で納付していたと説明しているが、その額は申立期間当時の保険料額とは大きく相違する一方、申立期間後の納付記録のある昭和 57 年度の 3 か月分の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている申立人の姉は、申立期間の自身の保険料が未納であり、申立人の手帳記号番号は昭和 57 年 8 月 6 日に払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち過半の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年8月までの期間、59年12月から61年3月までの期間、平成2年12月、11年5月から同年11月までの期間、13年4月、同年5月及び14年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年4月から同年8月まで
② 昭和59年12月から61年3月まで
③ 平成2年12月
④ 平成11年5月から同年11月まで
⑤ 平成13年4月及び同年5月
⑥ 平成14年5月から同年12月まで

私は、会社を退職した都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び種別変更手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金の未加入期間と保険料の未納期間にされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、平成4年8月1日に当該期間に係る被保険者資格の取得及び喪失記録の追加が行われていることがオンライン記録で確認でき、申立期間当時は未加入期間であったことから、制度上、国民年金保険料を納付することができず、当該記録追加時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

申立期間②については、オンライン記録から、申立人は昭和59年12月18日に任意加入被保険者の資格を喪失していることが確認でき、任意加入被保険者資格の得喪の手続は基本的に申出者の意思によるものであること、申立人は、61年7月21日に第3号被保険者の届出を行い、第3号被保険者制度が開始された同年4月から同資格を取得していることが確認できることから当該期間は未加入期間であり、当該期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

申立期間③については、平成9年5月23日に当該期間に係る被保険者資格の取得及び

喪失記録の追加が行われていることがオンライン記録で確認でき、申立期間当時は未加入期間であったことから、制度上、保険料を納付することができず、当該記録追加時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

申立期間④、⑤及び⑥については、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から当時の保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する説明についての協力が得られないため、当時の状況が不明であること、これらの期間のうち、申立期間⑤及び⑥については、平成15年5月28日に当該期間に係る被保険者資格の取得及び喪失記録の追加が行われていることがオンライン記録で確認でき、当該期間当時は未加入期間であったことなど、申立人がこれら期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から平成 2 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から平成 2 年 4 月まで
私の父は、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 4 年 2 月から同年 4 月頃までに払い出されており、申立人が所持する年金手帳にも初めて被保険者になった日は厚生年金保険適用事業所を退職した 4 年 2 月 21 日と記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、父親が別の手帳を管理していたかどうかは分からないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月及び同年5月
私の母は、私の国民年金保険料をまとめて納付した際に、申立期間の保険料も納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は、申立期間の保険料の納付時期に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録では、平成4年度の保険料は5年3月22日に納付されていることが確認できるが、申立期間直後の3年6月から4年3月までの期間の保険料は5年7月26日に納付されており、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人と同様に母親が保険料を納付していたとする申立人の弟の平成4年度及び申立期間直後の3年6月から4年3月までの期間の保険料は、いずれも申立人の納付日と同日に納付されていることが確認でき、申立期間は申立人と同様に未納であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで
私は、母から私が 20 歳になった昭和 59 年*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 62 年 2 月又は同年 3 月頃に払い出されており、申立期間は学生の任意加入適用期間であるため、遡って保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から16年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から16年1月まで
私は、結婚後数年たった頃に区役所から国民年金保険料の督促状が届き、納付しなければ財産を差し押さえると言われたので、保険料を区役所窓口で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、結婚（平成10年8月）後数年経過した頃に申立期間の保険料を一括納付したと説明しているが、その当時に申立期間（108か月）の保険料を遡って一括で納付できる特別の制度は存在しない。

また、オンライン記録の納付督促^{じせき}事蹟によると、平成18年3月3日に最終催告状が発行され、直後の同年3月6日に申立期間直後の16年2月から18年1月までの24か月分の保険料が納付されていることが確認できるが、当該納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12064

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から63年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から63年7月まで
私は、昭和57年に会社を退職した後、国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年2月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から49年12月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が海外で仕事をしていた申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年3月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち大半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間直後の50年1月から51年3月までの期間の保険料は52年2月21日に過年度納付されていることが申立人の所持する領収証書から確認でき、当該納付時点では申立期間の全部が時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、母親から自身の国民年金手帳を受け取った記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 9 月まで

私は、20 歳になってすぐには国民年金の加入手続を行っていなかったが、昭和 60 年の秋頃に市役所へ電話をしたところ、未納分の国民年金保険料が納付できると言われたので、市役所で国民年金の加入手続を行い、その場で未納分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続を行った時に市役所の窓口で申立期間の保険料を納付したと説明しているが、市役所窓口で納付可能であった昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料は、現年度納付されていることが申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿で確認できるのに対して、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された同年 4 月時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能ではあったものの、当時市役所窓口では過年度納付書を交付しておらず、過年度保険料の収納取扱いも行っていない。

また、申立人は、加入手続時以外に保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているが、申立人は申立期間直後の昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの保険料を 62 年 11 月 27 日に過年度納付していることが上記被保険者名簿で確認でき、この納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年7月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月から12年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料の免除申請手続をしてくれた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の免除申請手続に関与しておらず、申立人は、免除申請手続をしたとする母親に申立人の国民年金の加入手続及び免除申請手続に関することを確認したが、母親は何か申請したと思うが当時のことは憶^{おぼ}えていないと言っていたと説明している。

また、申立人は、当初は申立期間直後の平成12年4月から15年3月までの期間は母親が学生納付特例の申請を行ってくれたものであり、申立期間も同様に母親が学生納付特例の申請をしてくれたと説明していたが、当該特例制度は12年4月から実施されたことを伝えたところ、「免除申請」をしてくれていたと思うとしており、免除申請に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12071 (事案 2539 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月

私は、平成4年9月頃に国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、区役所に行ったところ、転職したため1か月の国民年金加入期間が生じたと言われ、約1万円の保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金の加入手続に関する記憶は曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳以外に手帳を所持した記憶は無いなど、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月8日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、平成4年9月頃に申立期間の保険料を納付するために区役所へ行っており、当該期間の保険料の納付書が申立人の妻のみに送付され、その原因となった申立人に納付書が送付されなかったのは不自然であるほか、妻の保険料が納付済みの記録があるので、申立人に対し何らかの措置が取られたはずだが、そのような通知は受け取っていないと説明しているが、これらの説明は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、また、申立期間の保険料を納付していたこと、及び申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことを示す資料の提出や具体的な説明が無いなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな周辺事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立人の母親が申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれたとしているものの、母親は申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていなかったと思うと説明している。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険記号番号を基に平成9年1月に付番されており、当該基礎年金番号で国民年金第1号被保険者資格を取得した13年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から3年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から3年5月まで

私の父は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は申立期間当時住民票上の区とは別の区に居住しており、20歳の時に国民年金の加入手続きを行っていれば納付書は住民票上の住所に送付されていたはずであると説明したところ、申立人は住民票上の住所には当時誰も居住しておらず、納付書が送られてきた記憶も無いとしているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年6月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に国民年金手帳を受領、所持していた記憶も無いと説明しており、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 6 月までの期間、平成 3 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 59 年 6 月まで
② 平成 3 年 3 月及び同年 4 月

私は、昭和 58 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間当時に納付していたとする金額は当時の保険料額と相違しているほか、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 61 年 7 月頃に払い出されており、この払出時点では当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は、当該期間に係る国民年金の再加入手続に関する記憶が曖昧であり、申立人が所持する年金手帳には当該期間は国民年金加入期間として記載されておらず、当該期間は平成 14 年 7 月に国民年金加入期間として記録追加されたことがオンライン記録で確認でき、この記録追加時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間、3 年 6 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
② 平成 3 年 6 月から同年 9 月まで
③ 平成 3 年 11 月及び同年 12 月

私は、国民年金の加入手続についてはあまり憶えていないが、いつだったか、親に「このままでは年金がもらえないので、国民年金保険料をしっかりと払いなさい。」と言われて、払える分の申立期間①、②及び③に係る保険料は、1 か月から 3 か月ずつに分けて過去に遡って全て金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、「払える分の申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料は、1 か月から 3 か月ずつに分けて過去に遡って全て金融機関で納付した。」と述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、平成 4 年 2 月頃に払い出されたものと推認できる。また、当該手帳記号番号の記号により、当該手帳記号番号は A 区で払い出されたことが確認できる上、申立人の B 区から A 区への転居の時期は、申立人に係る戸籍の附票によると、4 年 1 月であることが確認できることから、当該手帳記号番号の払出しは、同年 1 月以降であることが確認できる。さらに、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間①は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。
- 2 申立期間②及び③については、当該期間の前後の期間における保険料の納付時期は、オンライン記録によると、申立期間②の直前の平成 3 年 4 月の保険料が時効期限の 4

か月前である5年1月28日に、3年5月の保険料が時効期限の1か月前である5年5月19日に、申立期間②の直後の3年10月の保険料が時効期限の当月である5年11月25日に、それぞれ時効期限の当月から4か月前までの期間に過年度納付されていることが確認できる。また、申立期間③のうちの3年12月並びに申立期間③の直後の4年1月及び同年2月の計3か月の保険料は、オンライン記録によると、3年1月の保険料の時効期限である6年2月に納付されており、このうち、3年12月分については、時効期限を過ぎた6年2月に納付されたため、時効期限を過ぎて納付されたこと示す「時効期間納付」を過誤納の理由として同年2月18日に還付決議が行われ、還付されていることが確認できる。その上、申立人は、「申立期間②及び③を含む3年4月から6年頃までの期間は、アルバイトなどをやっており保険料を一遍に払うことはできなかったため、保険料は、C銀行D支店で1か月から3か月ずつの単位に分けて保険料を払った。」と述べている。これらのことを踏まえると、申立期間②及び③については、金融機関及び行政機関が当該期間に係る何回もの保険料の収納事務を誤ったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの期間、62年4月から同年6月までの期間及び平成9年10月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から61年3月まで
② 昭和62年4月から同年6月まで
③ 平成9年10月から11年3月まで

私の元夫は、私の申立期間①及び②に係る国民年金保険料を全て納付してきたはずである。また、私の申立期間③に係る保険料は、16年前にA市からB区に引っ越し、元夫と一緒に店を出店し申立期間③当時は経営も順調であったので、元夫がきちんと納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、戸籍謄本によると、昭和55年3月に婚姻し、その夫は、オンライン記録によると、56年9月から62年3月までの期間において、厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人の申立期間①を含む56年9月から61年3月までの期間は、申立人が国民年金へ任意加入することが可能な期間である。

しかしながら、申立人が所持している国民年金の年金手帳によると、同手帳の「被保険者でなくなった日」の記入欄には、「昭和59年10月2日」と記載され、「被保険者の種別」欄には「任」の文字に○印が付けられている。また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の「資格喪失年月日」の記入欄には、「59.10.2」の記載があり、さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）においても、昭和59年10月の欄に「資格喪失」の印が押されており、これらの記録は、オンライン記録と一致している。これらのことから、申立期間①は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

2 申立期間②及び③については、オンライン記録によると、申立人の保険料を納付していたとする元夫も、当該期間の保険料は未納と記録されていることが確認できる。

また、申立期間②については、前述の被保険者名簿によると、当該期間直後の昭和62年7月の保険料は、平成元年9月4日に納付された記載があることから、申立期間②は、当該保険料の納付の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。その上、当該被保険者名簿においても申立期間②は、納付済みと記録されておらず、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間③については、平成9年1月の基礎年金番号制度実施後の期間であり、保険料の収納事務に係る電算化の進展により、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立人の当該期間に係る記録漏れや記録誤りが発生したとは考え難い。

加えて、申立人の元夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、元夫に対して当時の事情を聴取することができないため、申立人の当該期間に係る保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの期間及び12年1月から13年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から3年3月まで
② 平成12年1月から13年7月まで

私の父は、平成元年頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②の保険料は、私自身が納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間①より後の平成3年8月頃に払い出されたものと推認できる上、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。また、申立人は、申立期間①当時、大学生であったと述べていることから、当該期間は国民年金の任意加入被保険者の適用期間となるが、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る任意加入の記録は確認できない。その上、申立人の国民年金の資格取得日は、オンライン記録によると、大学生に係る国民年金の適用が任意から強制に変更となった平成3年4月1日となっていることが確認できる。これらのことから、申立期間①は、当該手帳記号番号の払出しの時点より前において、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間①の保険料を納付したとする申立人の父親は、「申立人の妹宛てに保険料の未納通知が届いたときに、申立人の保険料の納付状況を調べたところ、申立人の申立期間①に係る保険料が納付されていないことを知り、申立人の妹の保険料と一緒に申立期間①に係る保険料を納付した。」と述べている。しかし、昭和48年

*月生まれの申立人の妹が国民年金の被保険者資格を初めて取得するのは、平成5年*月であり、この被保険者資格の取得の時点においては、申立期間①のうち、元年4月から3年2月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。その上、申立人の妹の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、7年3月頃に払い出されていることが推認されることから、申立期間①は、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。これらのことから、申立期間①に係る保険料の納付に関する申立人の父親の記憶は曖昧である。

加えて、申立人の父親が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の父親が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人は、平成11年7月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得したことによって国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できる。また、オンライン記録によると、申立人に対して12年1月1日を勧奨事象発生日とする第1号・第3号被保険者取得勧奨一覧が同年3月21日付けで作成され、国民年金の加入勧奨が行われていることが確認できるものの、申立人は当該期間に係る再取得手続に関する記憶が曖昧である。これらのことから、申立期間②は、当該厚生年金保険の被保険者資格を同年1月1日に喪失した後、国民年金の被保険者資格の再取得手続を行わなかったために生じた国民年金に加入していない期間であることが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 60 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になった昭和 57 年*月頃に国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間当時、私は両親が営む商店に勤務しており、母が私の国民年金保険料を給料から差し引いて、両親の分と一緒に私の申立期間の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が 20 歳になった昭和 57 年*月頃に国民年金の加入手続を行ってくれた。」と述べている。しかし、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A 区の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間より後の 61 年 2 月に、申立人の妹の手帳記号番号と連番で払い出されていることが確認できる。また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、57 年 3 月から 58 年 12 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの期間に係る保険料は、62 年 4 月 3 日に遡及して過年度納付されていることが確認できる。このことから、申立期間のうち、57 年 3 月から 59 年 12 月までの期間は、当該過年度納付の時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。なお、オンライン記録によると、手帳記号番号が連番で払い出された申立人の妹も、申立期間のうち、妹が 20 歳になった 58 年*月から 60 年 3 月までの期間は、申立人と同様に未納とされていることが確認でき、また、申立人と同様に申立期間直後の同年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料が過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料の納付を行ったとする母親は、昭和 61 年 2 月時点における姉妹連番の手帳記号番号の払出しや当時の申立期間に係る保

険料の納付についての記憶が曖昧である。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 2 月までの期間、55 年 8 月及び 56 年 5 月から 59 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から 50 年 2 月まで
② 昭和 55 年 8 月
③ 昭和 56 年 5 月から 59 年 1 月まで

私は国民年金の加入手続を行った記憶が無いので、私の母が、私の国民年金の加入手続をしてくれて、私の申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間より後の平成 3 年 7 月頃に払い出されたものと推認でき、また、申立人は現在所持する年金手帳のほかにも年金手帳を所持した記憶が無く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人の当該期間に係る国民年金の被保険者資格の得喪記録は、オンライン記録によると、前述の手帳記号番号が払い出された時期と同時期である同年 7 月 5 日に追加され、当該期間が国民年金保険料の未納期間として整備されたものであることが確認できる。これらのことから、当該期間は、当該得喪記録が追加された時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。その上、当該期間は、前述の手帳記号番号の払出しの時点及び当該記録が追加された時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、「自分で国民年金の加入手続を行った記憶が無いので、私の母が、私の国民年金の加入手続をしてくれて、保険料を納付してくれていたと思う。」と述べていたが、その後、申立人は、「私の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関して、母は、『私の国民年金の加入手続を行ったこと、及び保険料を納付したことは憶えて

いない。』と言っている。」と述べている。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月から平成元年 3 月まで

申立期間は学生であったため、私の当該期間の国民年金保険料は、私の父が支払ってくれていた。姉が無職の時や妹が学生の期間の保険料も父が支払ってくれていたのに、私の保険料だけが未納であるはずがない。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間より後の平成 4 年 10 月頃に払い出されていることが推認できる上、申立人が所持する国民年金手帳によると、同手帳の「国民年金の記録（1）」欄の最初の行に、被保険者資格の取得年月日を示す「平成 4 年 8 月 21 日」の記載と強制加入の被保険者であることを示す「1号」の文字に○印が付されていることが確認できる。また、申立期間当時、申立人に手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人は現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持した記憶が無く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の父親が申立人の姉が無職の時に保険料を支払ってくれていたとする姉の申立期間に係る保険料は、オンライン記録によると、未納であることが確認できる。なお、申立人の妹は、オンライン記録によると、20 歳に到達した平成 8 年*月から厚生年金保険の資格を取得する前月の 11 年 3 月までの学生であった期間の保険料が納付済みと記録されているが、これは、3 年 4 月以降、学生の国民年金の適用が任意から強制に変更されたためと考えられ、学生の国民年金の適用が任意であった申立人の場合とは状況が異なっている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の父親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年7月までの期間、42年1月から45年1月までの期間、49年1月から同年3月までの期間及び平成5年10月から6年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年1月から同年7月まで
② 昭和42年1月から45年1月まで
③ 昭和49年1月から同年3月まで
④ 平成5年10月から6年1月まで

私は、厚生年金保険の加入期間以外は中小企業に勤めており、厚生年金保険に加入できなかったため、国民年金に加入し、申立期間に係る国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A区の国民年金受付処理簿によると、昭和44年10月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載されている年金手帳のみを所持しており、当該年金手帳以外に手帳を所持していた記憶が曖昧であることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間①及び申立期間②のうちの42年1月から同年6月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「加入当初、郵便局や銀行で保険料を納付していた。」と述べているが、申立人が申立期間①及び②当時居住していたとするA区における当該期間の保険料の納付方法は、金融機関等を利用する納付書方式ではなく、国民年金手帳を使用する印紙検認方式であり、申立人の説明と相違している。

申立期間③については、申立人は、保険料の納付場所の記憶が曖昧である上、納付していたとする保険料の月額、申立期間③の保険料月額と大幅に相違している。また、

申立人は、「申立期間③当時に婚姻していた元妻の保険料について、元妻自身が納付していた。」と述べているが、元妻との婚姻期間に係る保険料は、オンライン記録によると、申立人と同様に申立期間③のみ未納となっていることが確認できる。

申立期間④については、申立人は、保険料の納付場所の記憶が曖昧である上、納付していたとする保険料の月額、申立期間④の保険料月額と相違する。また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間④の直後の平成6年2月から引き続き申立人の妻が事業主となっている会社において厚生年金保険に加入しているほか、8年2月に申立人に係る国民年金保険料の納付書が作成されていることが確認できる。これらのことから、当該納付書は、申立期間④に係る保険料が未納とされていたことに伴い作成されたものと推認できるものの、申立人は、「厚生年金保険の加入期間中に、国民年金保険料を遡って納付した記憶は無い。」と述べている。さらに、申立人は、当初、「今の会社で働き始めた月から厚生年金保険に加入した。」と述べる一方で、「妻と婚姻した月（5年11月）から働き始めた。」とも述べているなど、申立期間④において加入していた年金制度の記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 12 日から 37 年 5 月 31 日まで
② 昭和 41 年 3 月 21 日から 42 年 3 月 30 日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。

しかし、昭和 42 年に子が生まれた時に、申立期間①の前に勤務したA社及び申立期間①と②の間に勤務したB社に係る厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金は受給したが、申立期間①に勤務したC社と申立期間②に勤務したD社の被保険者期間については、脱退手当金を受給していないので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録上、申立期間①の前に勤務したA社、申立期間①に勤務したC社、申立期間①と②の間に勤務したB社及び申立期間②に勤務したD社に係る4回の厚生年金保険被保険者期間を対象として昭和 45 年 7 月 17 日に脱退手当金が支給決定されているが、申立人は、A社及びB社に勤務した期間についての脱退手当金をD社を退職し、子を出産した 42 年頃に、社会保険事務所（当時）に行って申請手続を行い受給したことは記憶しているが、申立期間①のC社と申立期間②のD社に係る被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶は無いと主張している。

しかし、日本年金機構の記録では、申立人が主張している昭和 42 年に子を出産した頃における脱退手当金の支給記録は確認できず、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、昭和 45 年 7 月 17 日支給決定の記録のみであり、しかも、申立人が受給を認めているA社及びB社の被保険者期間に、申立期間①及び②を加えた4期間を対象として支給されており、その支給額に計算上の誤りは無いこと、また、申立期間②のD社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されており、申立人が受給を認めているA社及びB社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、当該「脱」表示が記されていないことなどから判断すると、申立人が受給したとする脱退手当金は、申立期間①及び②を加えた脱退手当金と考える

のが自然である。

さらに、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立期間②に勤務したD社を退職後の昭和45年9月10日に、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記号番号に申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記号番号を統合する手続がとられていること、また、申立人は、申立期間②に勤務したD社を退職後の42年3月*日に婚姻しているところ、当該記号番号払出簿の申立人の欄において、申立人に対する脱退手当金の支給が決定されている45年7月17日に近接する同年9月10日に、申立人の氏名が旧姓から新姓に変更されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該記号番号の統合及び当該氏名変更が行われており、申立人が受給したとする脱退手当金は、45年7月17日に支給決定された脱退手当金と考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 10 月 2 日まで
② 昭和 40 年 10 月 2 日から 42 年 4 月 16 日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。

しかし、脱退手当金を支給されたとされる時期には、A県を離れてB県にいる時期で、脱退手当金を請求手続をした記憶や受給をした記憶が無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したC社D工場に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 4 月 16 日の前後の各 1 年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する 15 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、8 名に支給記録が確認でき、8 名全員について資格喪失日から 7 か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、C社D工場に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱 D」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 42 年 11 月 9 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月14日から45年10月1日まで
日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給したことも無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA病院に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和45年10月1日の前後の各3年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する14名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、8名に支給記録が確認でき、そのうち7名については、資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、そのうちの連絡の取れた受給者3名は、「事業所が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と供述をしていることを踏まえると、同病院では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、A病院に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和45年10月30日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月10日から50年まで
② 昭和50年から53年まで
③ 昭和53年から56年9月まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③に係る厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は昭和47年7月14日に同社の代表取締役役に就任し、48年1月9日に辞任していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、上記商業登記簿謄本に記載されている3名の取締役のうち、2名は既に死亡、残り1名は住所の確認ができず、申立人のA社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立人は既に死亡しており、A社における同僚等を特定することができず、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が勤務していたとするB社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、B社の代表者を特定することができない。

さらに、申立人は既に死亡しており、B社における同僚等を特定することができず、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人の子は、申立人がC社で勤務していたときの名刺を提出していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記名刺に記載されている所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、C社の代表者を特定することができない。

また、申立人は既に死亡しており、C社における同僚等を特定することができず、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C社があった都道府県において、同社と同一の名称である事業所を1か所確認することができるが、この事業所は昭和52年12月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は既に死亡している上、同社で勤務していた複数の従業員は申立人を知らないと回答している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月1日から48年11月30日まで
② 昭和49年1月20日から51年3月31日まで

A社B営業所に勤務していた申立期間①及びC社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、調査して厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社B営業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立人が記憶している同僚の氏名が確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社B営業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は既に解散している上、元代表取締役から回答を得ることはできず、また、申立期間①当時の社会保険事務担当者は、従業員の3分の1は社会保険に加入していなかった旨供述しており、複数の従業員は、その供述によると、同社に入社して相当期間経過後に厚生年金保険に加入したことがうかがえる。

さらに、申立人が記憶している二人の同僚のうち一人は、A社B営業所における厚生年金保険被保険者記録を確認することはできず、同社では、全ての従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させる扱いではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、C社に勤務していた従業員の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は既に解散しており、代表取締役は連絡先が不明のため勤務実態等について照会することはできず、元取締役は、関係資料が無いことから厚生年金保険の

取扱いについて不明である旨供述している。

また、申立期間②にC社の被保険者資格を取得した従業員に照会を行ったが、申立人を記憶している者はいるものの、厚生年金保険の取扱いについては確認できない。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届は、昭和49年1月31日付けで社会保険事務所（当時）において受理されており、健康保険被保険者証が返納されている旨の記載があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より大幅に低くなっている。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成 7 年 10 月の定時決定が 8 年 4 月 8 日付けで 30 万円と記録され、同日付けで同年 1 月に遡って 9 万 2,000 円に引き下げて随時改定が行われている記録が確認できる。

また、申立人が記憶している従業員について、申立人と同日付けで標準報酬月額の定時決定及び随時改定の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、代表者及び上記従業員は連絡先が不明であるため照会することができない上、ほかの従業員からも回答を得ることができない。

また、申立人は、給与明細書等の資料を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

さらに、社会保険事務所（当時）が上記処理を行った平成 8 年 4 月時点において、A社に社会保険料の滞納があったことをうかがわせる資料及び供述は得られず、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月5日から32年1月1日まで
② 昭和32年5月9日から37年12月30日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、A社（現在は、B社）退職時に脱退手当金の説明は無く、自ら手続をしたこともないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給対象となったC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立人は、共済組合に加入する夫からは、「将来、恩給がもらえるので年金に加入する必要は無い。」と言われていた旨供述していることから、脱退手当金が支給されることについて不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号について、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から31年6月27日まで
② 昭和31年7月10日から32年9月21日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年9月21日の前後3年以内に資格喪失した者20人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、17人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち15人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、脱退手当金の支給記録が有る者のうちの一人は事業所が手続をしてくれた旨、他の一人は事業所の事務員から脱退手当金を受け取った旨それぞれ供述していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月後の昭和33年1月8日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金の支給決定がなされたのは、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったためであるから、申立期間の最終事業所を退職後、昭和40年2月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月8日から37年9月21日まで
老齢年金の裁定請求のため社会保険事務所(当時)へ行ったとき、脱退手当金を受給済みと言われたが、受給した覚えは無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者加入期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年9月21日の前後1年程度以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給要件を満たす37人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む22人に脱退手当金の支給記録が有り、そのうち19人の従業員が資格喪失日から2か月以内に支給決定がなされている上、当該支給記録の有る複数の従業員は、事業所が脱退手当金の請求手続をしていた旨の供述をしていること及び同社も脱退手当金の事務処理について、従業員に代わって脱退手当金の請求手続を行っていたと回答していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年12月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から38年2月20日まで
日本年金機構から脱退手当金に係るはがきが届き、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。よく調べて申立期間について厚生年金保険被保険者加入期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年6月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきであるところ、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求期間となっているものの、申立期間と当該未請求期間は別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認でき、当時は、請求者から申出をしなければ、社会保険事務所（当時）では、別の記号番号で管理されている請求者の被保険者期間を把握することは困難であったと考えられることを踏まえると、当該未請求期間があることに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 8 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社に係る商業登記簿謄本によれば、同年 10 月 * 日に日本国内の営業所を廃止しており、申立期間当時に日本における代表者であった者は、当時の資料を保管していないとすることから、申立人の退職日及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険の加入記録では、申立人のA社における離職日は平成 6 年 7 月 30 日とされており、申立期間における同社での勤務は確認できない。

さらに、オンライン記録により、A社において平成 6 年に被保険者資格を喪失している者のうち、申立人を除く 18 人について、被保険者資格喪失日を調査したところ、1 日付けで被保険者資格を喪失した者は 5 人である一方、資格喪失日が 1 日付け以外の者は 13 人おり、このうち、月末日に被保険者資格を喪失している者 5 人のうち 4 人の雇用保険の離職日は、いずれも資格喪失日の前日とされている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和52年から62年まで

A社（現在は、B社）に住み込みの菓子職人として勤務していた申立期間①及びC社が運営するD店において店長として勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社で勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B社の代表者の供述により、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B社は、設立以来、厚生年金保険に加入したことは無いとしており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間①に係る給与からの保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②当時に、C社において厚生年金保険の加入記録があり、同社が運営していたD店に勤務していたとする複数の従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社は平成20年12月*日に解散しており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人は、同僚二人の氏名又は姓を記憶しているが、このうち一人は、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に見当たらないことから、同社では全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、上記複数の従業員に、C社における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、いずれの者も取扱いは不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から9年6月30日まで
A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年6月30日）の後の平成9年7月4日付けで、9万8,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間及び上記減額訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の手続をするために、一度だけ社会保険事務所（当時）に印鑑を持参して行ったことがあるとしているところ、同社の経理担当役員は、厚生年金保険に関する届出事務については自身が担当していたが、権限は代表取締役である申立人が有していたとし、同社は申立期間当時、資金繰りが厳しく、社会保険事務所から社会保険料の支払の督促があり、申立人の指示により対応していたとしていることから、申立人が同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正に係る届出に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正を有効でないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月30日から同年8月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年7月31日までA社に勤務していたと申し立てているところ、B社が保有する申立人に係る従業員名簿により、申立人の退職日は同年7月30日であることが確認できる。

また、同僚二人に申立人の退職日を照会したが、二人とも分からないとしていることから、申立人の退職日を確認することができない。

さらに、B社は、申立人の申立期間に係る給与から退職月の厚生年金保険料を控除していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月10日から23年6月1日まで
② 昭和23年7月1日から24年4月1日まで

A事業所（健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における名称は、B事業所）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には、通訳の紹介で昭和22年1月に入社し、申立期間①に勤務した後、23年7月頃から新工場へ異動したが、申立期間②も継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和21年からB事業所に勤務していたとする同僚の回答により、申立人が22年頃からC地区（現在は、D地区）にある同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同事業所は昭和23年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も所在不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記同僚は、「入社したのは、昭和21年頃だが、最初は日給制で日払いであった。23年近くなってから月給制になり、その頃から厚生年金保険に加入するようになった。それまで厚生年金保険は無かったので、その前に保険料控除されていたということは考えられない。」と供述している。

申立期間②について、上記同僚は、「申立人を含めた3人は、E地区の新工場でボイラーの仕事をするため、昭和23年7月頃に同工場に異動した。」と供述していることから、申立人は継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E地区に建設された新工場は、オンライン記録及び適用事業所検索シ

システムによると、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、上記新工場でボイラー技士として申立期間①の後も継続して勤務していたと供述しているところ、申立人及び上記同僚の厚生年金保険の記録については、F事務所G本部が新規適用事業所となった昭和 24 年 4 月 1 日付けで資格を取得していることが確認できることから、上記新工場は、同本部に業務を引き継ぐまでの間、従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、F事務所に係る人事記録及び社会保険関係の記録管理をしているH事務所は、「I局管轄内の事業所において、申立人の申立期間①及び②に係る勤務は確認できなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人の当該期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年2月1日から平成2年1月1日まで
② 平成2年1月1日から5年3月31日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しているので訂正してほしい。

また、申立期間②については、A社には平成5年3月31日まで勤務していたが、2年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことになる。調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和61年2月1日から同年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていたところ、同年9月26日付けで、20万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間①に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間を通して、社会保険事務は全て自分で行っていた。代表者印も自分で管理していた。」と供述している上、複数の従業員も申立人に厚生年金保険の手続に関する権限があったと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

次に、申立期間①のうち、昭和61年10月1日から平成2年1月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（昭和61年10月）に

において 20 万円と記録されており、その後標準報酬月額の時決定は 3 回行われているが、いずれも適切な時期に時決定が行われており、遡って記録が訂正される等の形跡は無いことから、社会保険事務所（当時）の事務に不合理な点は見当たらない。

また、上述のとおり申立人は、「申立期間を通して、社会保険事務は全て自分で行っていた。代表者印も自分で管理していた。」と供述している。

さらに、複数の従業員は、「A社の経営は厳しく、資金繰りに苦慮していたようだ。」と回答しており、1名の従業員は、「給与の遅配があった。」と供述している。

加えて、申立人は、A社における当該期間の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管していない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

申立期間②について、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 5 年 3 月 31 日）より後の平成 5 年 6 月 28 日付けで、申立人の被保険者資格喪失日を 2 年 1 月 1 日に遡って処理していることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間②及び上記遡及喪失処理日に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 5 年 5 月頃、社会保険料の未納分について社会保険事務所へ相談に行った。そのとき、関係書類に代表者印は押した。」と述べている上、申立人から提出されたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は平成 2 年 1 月 1 日と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「当社が倒産する 1 年くらい前から、社会保険料の支払は遅れており、社会保険料の滞納があった。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの資格喪失処理に関与しながら、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月から同年12月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務した証明として、同社の在籍証明書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社に係る在籍証明書及び昭和28年7月現在の身分席次表により、入社日までは特定できないものの、申立人は25年11月に入社し29年12月30日に退職するまで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の資料は上記席次表のみであり、申立期間当時のことを知る者もないことから厚生年金保険の資格取得時の取扱い及び厚生年金保険料控除については不明である。」と回答しており、同社における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、上記席次表の入社年月とA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の資格取得年月日を照合したところ、同席次表による申立人と同じ身分の「正社員」24名の厚生年金保険の資格取得日は、入社月の20日が1名、翌月1日が13名、翌月20日が2名、翌々月1日が7名、3か月後が1名となっており、ほとんどの正社員は1か月から2か月後の1日に厚生年金保険の資格を取得していることから、同社は当時、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、A社における申立期間当時の経理担当者及び社会保険担当者については、死亡又は宛先不明であることから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 20396 (事案 12338 及び 17267 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 14 日から同年 4 月 7 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨を第三者委員会に対して再度申し立てたが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないことから、記録を訂正できないとの通知を受けた。

しかし、厚生労働大臣は、働いていれば厚生年金保険の記録訂正を認める旨を述べているが、第三者委員会は、厚生労働大臣の言うことを聞かずに審議しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出のあった日記から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できるが、同社の事業主及び工場長は既に死亡しており、厚生年金保険料の控除が確認できないなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 10 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間当時、A社の社宅に住んでいたことが分かる手紙の封筒を保有しており、また、B社から一緒にA社に転職した同僚及び申立期間当時に世話になった者を思い出したので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと再申立てを行ったが、提出した手紙の封筒からは、申立人の保険料控除について確認することはできないこと、また、申立人がB社から一緒に転勤したと記憶していた同僚の名字と同一の従業員 2 名は、「自分はA社には勤務していない。」旨回答していること、さらに、申立期間当時、申立人が世話になったとする者は、「申立人とは、B社で知り合ったが、A社については全く知らない。」と供述していることなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 5 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「勤務していたことは事実であり、判断に納得できない。厚生労働大臣は、働いていれば厚生年金保険の記録訂正を認める旨を述べているが、第三

者委員会は、厚生労働大臣の言うことを聞かずに審議しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と主張しているが、申立期間における申立人に係る厚生年金保険料控除を確認できる新たな関連資料や周辺事情は得られず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から7年10月25日まで
A社で代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成6年2月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の同年11月1日付けで、9万8,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所（当時）の職員から厚生年金保険の標準報酬月額の引下げの手続について説明を受けたことは無く、A社の顧問であった社会保険労務士が、同社が倒産する直前に申立人が会社の実印を預けていた申立人の知り合いの弁護士に提出書類に押印させた上、当該手続を行ったと主張している。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった際に当該手続を行ったとする、顧問の社会保険労務士の連絡先は不明であり、会社の実印を預けていたとする上記弁護士は既に死亡したと供述していることから、申立人の主張について確認することができない。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間において同社の代表取締役であったことが確認できることから、申立人の標準報酬月額に係る平成7年11月1日付けの処理について、申立人の関与が一切無かったとは考え難い。

さらに、申立人は、社会保険料の滞納は無かったと主張しているが、取引銀行から提出されたA社に係る社会保険料振込口座の記録によれば、保険料が口座振替されていない月があることが確認できる上、経理担当者は「当時、同社では資金繰りに苦勞していて、私が退職した平成7年10月は給与の遅配があった。」と供述していることから、同社において社会保険料の滞納があったことがうかがえる。

なお、申立人は、口座振替できなかった期間の保険料について、領収書等を保有して

ならず、納付について確認することができない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、直前の標準報酬月額に比べ低くなっている。しかし、毎年ベースアップし、給与が減額されることは無く、自分は残業が無く変動する要因も無かったので、標準報酬月額が下がっているのは納得がいかない。調査して申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る本給推移により、申立人の本給は毎年増加し、申立期間のうち、平成5年以降の本給に見合う標準報酬月額は申立人の主張する額となっていることが確認できる。

しかし、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、平成4年10月及び5年10月の定時決定で41万円と記録されており、遡及して訂正されるなど社会保険事務所（当時）による不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、B社は、「社会保険の算定届のための資料は、保存年限を経過しており廃棄されている。また、上記本給推移の改定月は記録上のものであり、実際の支払時期は不明である。」と回答しているため、同社から、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認することができない。

さらに、B社は、「申立期間は申立人が管理職に昇格した1996年7月より前の期間であり、一般的な状況として、残業等の業務量の変化により報酬額が影響される時期でもあり、標準報酬月額が上下するような例は、社内で多々見受けられる。入社以来、本給が下がるということはあるが、本人が失念している変化（転勤、転居、通勤）、本人に知らされない変化（遡及分調整・現物支給分等）があることも事実である。」と回答している。

加えて、A社の同僚及び従業員17名に照会した結果、回答のあった12名はいずれも、

申立期間に係る給与明細書等を保有していないため、これらの者から、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認することができない。

その上、申立人から提出された年度別の基本給に関する資料では、「1992年 402,700円、1993年 420,000円、1994年 445,000円」と記載されているが、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から6年12月1日まで
A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の期間の標準報酬月額より低くなっている。給料が下がった記憶は無く、一部期間の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年7月から6年6月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、5年7月から同年9月までは44万円、同年10月から6年6月までは47万円と記録されていたところ、同年7月19日付けで5年10月の定時決定の記録が取り消され、同年7月に遡及して随時改定が記録された結果、20万円となっていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成6年6月の給与明細書により、同年6月は当初記録されていた標準報酬月額47万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、年金事務所は、A社は社会保険料を滞納していないと回答し、同社の元事業主及び複数の従業員は、「同社は、社会保険料を滞納していない。」と回答しており、また、オンライン記録により、申立期間当時、同社において標準報酬月額が遡及して減額訂正されたのは申立人のみであることから判断すると、申立人の当該期間の標準報酬月額の減額訂正処理が不合理であったとは認められない。

また、申立人は、「平成4年12月頃から6年7月頃まで、海外現地法人に出向していた。」と述べているところ、申立人から提出された海外現地法人の給与明細書及び国内銀行の預金取引明細表により、海外現地法人及びA社からそれぞれ給与が支給されており、5年4月から6年5月までの期間におけるA社からの給与振込額は、5年3月以前の振込額に比べて大幅に減額していることが確認できる。

さらに、A社における申立期間当時の経理総務担当者は、「同社の親会社であるC

社では、海外勤務の場合には海外支給給与と国内支給給与があり、社会保険については、国内支給分を対象としていた。」と述べている。

加えて、上記預金取引明細表によると、平成6年9月30日にA社から申立人に38万8,170円が振り込まれているが、当該振込額は、5年7月から6年7月までの訂正前の標準報酬月額（44万円及び47万円）に基づく社会保険料の合計額と訂正後の標準報酬月額（20万円）に基づく社会保険料合計額の差額と一致していることが確認できる。

2 申立期間のうち、平成6年7月から同年11月までの期間については、上記預金取引明細表により、同年9月から同年11月までの給与振込額は、オンライン記録の標準報酬月額（平成6年7月から同年9月までは20万円、同年10月及び同年11月は22万円）よりも高いことは確認できるが、申立人は、当該期間の給与明細書等を所持していないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認することができない。

3 上記1及び2のほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会においては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正を認めるべきであるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

また、A社の元事業主は、「申立人は当社の経理責任者であり、社会保険手続も担当し、社会保険料の納付にも関与していた。」と述べており、申立人自身が、「平成6年7月には、海外赴任から帰国していた。」と述べている上、B社から提出された退職金等請求事件の判決原本により、申立人は、総務部長としてA社に復職していることが確認できる。

そのため、仮に、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上述のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 1 日から 4 年 12 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社 C 支店に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 C 支店の複数の上司及び同僚の回答により、申立人が申立期間に同社同支店に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、B 社は、「当時一緒に勤務していた社員の証言から、申立人が臨時雇用員として勤務していたことは確認できたが、当時の資料は残っておらず、保険料控除等は確認できない。」と回答しているため、同社から申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A 社本社の給与担当者は、「厚生年金保険と雇用保険の記録が一致しているなら、何らかの理由があつて資格を喪失させたはずである。」と述べているところ、雇用保険の記録は、平成 3 年 5 月 31 日に同社において離職し 4 年 12 月 1 日に再度資格を取得しており、厚生年金保険の記録と符合している上、申立人から提出された雇用保険被保険者証及び健康保険被保険者証の資格取得日は同年 12 月 1 日となっていることが確認できる。

さらに、上記給与担当者は、「社会保険事務所 (当時) への保険料納付額と控除額をきちっと合わせていたので、厚生年金保険の記録の無い期間に厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」と述べている。

加えて、申立人の夫が加入していた健康保険組合の回答により、申立人は、申立期間において、夫の被扶養者であったことが確認できる上、オンライン記録により、申立人は、A 社において、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の平成 3 年 6 月 10 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月25日から30年1月末まで
② 昭和30年1月から同年11月まで
③ 昭和30年11月から31年6月30日まで

A事業所に勤務した期間のうち申立期間①、B事業所に勤務した申立期間②及びC社（現在は、D社）E工場に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間には、各事業所に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、F事務所は、「A事業所において、申立人の厚生年金保険の記録がある期間の在籍は確認できたが、申立期間の在籍等については確認することができない。」と回答している。

また、A事業所の当時の事業主及び代理人は、所在が不明であるため、A事業所の事業主等から、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A事業所の従業員18名に、申立人の勤務状況等について照会したところ、13名から回答があり、このうち3名が申立人を記憶していたものの、いずれも勤務期間を記憶していないため、A事業所の従業員から、申立人の勤務状況について確認することができない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、A事業所における申立人の被保険者資格喪失日は昭和28年9月25日と記載されており、上記被保険者名簿の資格喪失日と一致していることが確認できる。

2 申立期間②について、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、申立人が当該期間に勤務していたとするB事業所は、厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、所在地を管轄する法務局にB事業所の商業登記の記録が無いため、B事業所

の事業主に申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立人は、B事業所における上司及び同僚等の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人のB事業所における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

- 3 申立期間③について、D社は、「当時の資料は保管しておらず、当時の状況を知る者も在籍していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて不明である。」と回答しているため、同社から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、C社における上司及び同僚等の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社の複数の従業員に、申立人の勤務等について照会したところ、5名から回答があったが、申立人を記憶している者がいないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

- 4 このほか、申立人に係る申立期間①、②及び③の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年8月10日から39年9月1日まで
② 昭和42年2月15日から43年1月30日まで

A社に勤務していた申立期間①及び同社又は同社が社名変更したB社において継続して勤務していた申立期間②の厚生年金保険の記録が無い。それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①においてA社に勤務し、申立期間②において同社又は同社が社名変更したB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によると、厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和39年9月1日から42年2月15日までであることから、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が、A社が社名変更した事業所であるとするB社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、A社は、既に解散している上、当時の事業主は所在が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時の被保険者は、申立人を含め18人確認できるが、申立人が記憶している同僚5人のうち4人は既に死亡しており、一人は連絡先が不明である。また、事業主、上記同僚5人及び申立人を除く従業員11人のうち10人は連絡先が不明であり、住所が判明した一人に照会したが回答が得られないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について、こ

れを確認できる関連資料は無く、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から30年6月9日まで
A社(現在は、B社)C工場に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給料より低い記録となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、当時の記録は保管されていないと回答している上、申立人は給与明細書等を保有していないため、申立人の主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社C工場の役員待遇であったとする者及び専務取締役の氏名を記憶しているが、この二人は連絡先が不明であることから、これらの者から申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除についての供述を得ることができない。

さらに、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備な点は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月5日から同年11月26日まで
② 昭和29年3月1日から31年12月10日まで

平成22年秋に日本年金機構から送られてきたはがきにより、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、申立期間②に勤務したA社を結婚のため退職した際、同社からは脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続きを行ったことや、受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金の支給に係る支給対象期間、支給金額及び支給日が具体的に記載されており、その内容は、オンライン記録と一致しているほか、申立人が申立期間において勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和32年3月14日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 9 月 25 日まで
② 昭和 46 年 9 月 25 日から 47 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 9 月 18 日から 48 年 1 月 1 日まで
④ 昭和 48 年 1 月 10 日から 49 年 2 月 8 日まで
⑤ 昭和 49 年 9 月 1 日から 52 年 8 月 1 日まで

平成 17 年に遺族年金の受給手続のため社会保険事務所（当時）に行ったとき、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、支給決定日となっている昭和 52 年*月*日は長男出産の2週間前であり、1歳半の長女がいて外出できる状況ではなかったため、自分で脱退手当金の請求手続をしたことや脱退手当金を受け取った記憶は無く、会社から脱退手当金を受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間⑤に勤務したA社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 52 年*月*日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、長男出産の2週間前であり、1歳半の長女がいて外出できる状況ではなかったと申し立てているが、脱退手当金の受給手続が、社会通念上、特別に煩雑なものではなく、また、代理受領も可能であったことから、多忙であったことをもって受給ができなかったとまでは考えられず、このほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月3日から39年10月30日まで
② 昭和39年10月20日から41年1月26日まで

平成8年頃、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知ったが、そのままにしていた。22年秋に、日本年金機構から脱退手当金に関わる厚生年金加入記録のお知らせが来て、申立期間について脱退手当金が支給されていることを再認識した。

しかし、私には、脱退手当金を請求したことや受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する申立期間に係る脱退手当金の支給については、年金事務所に、その根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「脱退手当金支給決定伺」等が保存されており、これらの書類から確認できる申立人に係る被保険者期間、支給額及び支給決定日は、オンライン記録と一致している。

また、当該裁定請求書には、申立人の署名及び押印並びに当該請求書に別途設けられた「通算老令年金制度に関する意見」欄に申立人の署名及び押印が確認できる上、「請求者の住所欄」には、申立人が申立期間②に勤務したA社を退職した後に同居した兄の住所が記載されていることなどから判断すると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、当該支給決定伺には、昭和41年4月11日の隔地払送金の記録があり、上記退職後の住所に脱退手当金の支給決定通知書及び支払通知書が郵送されたものと考えられる。

なお、申立人が申立期間①に勤務したB社及び申立期間②に勤務したA社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、それぞれ脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年4月11日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金に係る事務処理に不

自然さほうがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月21日から33年1月21日まで
② 昭和34年1月24日から35年6月21日まで
③ 昭和35年6月21日から36年7月4日まで

年金事務所で年金の記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金を受給していることを知った。しかし、申立期間①、②及び③で勤務したそれぞれの会社では、退職時に脱退手当金についての説明は無く、自分で脱退手当金の請求手続をした記憶も、脱退手当金を受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年7月4日の前後各5年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給要件を満たす23名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、14名に支給記録が確認できる上、当該支給決定の記録がある者のうち2名は、「脱退手当金については、会社が請求手続を行った。」と回答していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立人については、申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、A社を退職後の昭和37年2月12日に、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者記号番号を申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号に統合する手続がとられていることが確認できるところ、申立人に対する申立期間の脱退手当金が同年5月8日に支給決定されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該記号番号の統合が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、不自然さはない上、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 14 日から 48 年 11 月 11 日まで
60 歳になって年金を受給するときに、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。しかし、私は、会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶は無く、脱退手当金の請求手続をしたことや受け取った記憶も無い。今回、日本年金機構からハガキをもらったので、長年の疑問を解消するために申立てをした。よく調べて脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和48年11月11日の前後各1年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を満たす15名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、8名に支給記録が確認でき、そのうち7名は厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち2名は、「会社から脱退手当金についての説明を受け、担当者が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と回答していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和48年12月18日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月1日から48年3月1日まで
② 昭和48年7月1日から49年3月1日まで

年金事務所で年金の記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金を受給していることを知った。しかし、申立期間①及び②で勤務したそれぞれの会社では、退職時に脱退手当金についての説明は無く、自分で脱退手当金の請求手続をした記憶も、脱退手当金を受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記番号払出簿において、申立期間②に勤務したA社を退職後の昭和49年4月8日に、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記番号を申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記番号に統合する手続がとられていることが確認できることから、申立人に対する申立期間の脱退手当金が同年5月24日に支給決定されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該記番号の統合が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間①に勤務したB社及び申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、それぞれ脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和49年5月24日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月1日から37年8月1日まで
② 昭和39年4月25日から41年4月1日まで
③ 昭和41年7月1日から43年4月1日まで

平成5年の年金受給手続のときに社会保険事務所（当時）で申立期間について脱退手当金が支給されていることを知り、納得できなかったが、そのままにしていた。22年秋に、日本年金機構から脱退手当金に関わる厚生年金記録のお知らせ（はがき）が来て、申立期間について脱退手当金が支給されていることを再認識した。申立期間①の前に勤務したA社を退職したときに脱退手当金を受給したことは記憶にあるが、申立期間については、脱退手当金の請求手続をしたことや脱退手当金を受け取った記憶も無いので、よく調べて申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③において勤務したB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年7月5日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間①の前に勤務したA社に係る厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給していることを認めており、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月24日から45年3月1日まで
年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶は無く、請求手続をしたことや脱退手当金を受け取った記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する申立期間に係る脱退手当金の支給については、年金事務所に、その根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「厚生年金保険脱退手当金裁定伺」等が保存されており、これらの書類から確認できる申立人に係る被保険者期間、支給額及び支給決定日は、オンライン記録と一致している。

また、当該裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、申立人の脱退手当金支給決定当時の住所が記載されている上、ゴム印により「通算年金制度について承知のうえ脱退手当金を請求します。」との一文が記載され、その署名欄には申立人の署名及び押印がなされていることから判断すると、申立人の意思に基づき当該脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、当該裁定伺には、脱退手当金の支給が送金により行われたことが確認できる上、送金先として申立人が当時居住していた地域の郵便局名が記載されていることから、当該郵便局を經由して脱退手当金が申立人に支払われたものと推認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月から37年まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には正社員として昭和32年5月に入社し、家事手伝いとして37年まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に正社員として入社し、家事手伝いの業務に従事していた旨主張している。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は既に適用事業所でなくなっている上、事業主は連絡先が不明であるため同社に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶していた上司及び同僚4人のうち、3人は死亡又は連絡先不明のため、残りの一人に照会したところ、A社は事務所と社長の自宅が同じ敷地内にあり、申立人は社長宅の家事手伝いの仕事をしていたことから会社の仕事には従事しておらず、同社の従業員ではないと思う旨回答している。

さらに、上記被保険者名簿から申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ4人から回答があり、そのうちの二人は当時のことは全く覚えていなかったが、残りの二人は、上記回答があった同僚と同様に、申立人はA社の従業員ではなく、家事手伝いとして同社社長宅に直接雇用されていたと思う旨供述している上、申立人が同期で入社をして同じ職種であったと主張している同僚の氏名も上記被保険者名簿において確認できない。

加えて、オンライン記録において、申立人は、昭和36年12月2日からは他社での厚生年金保険の加入記録があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から 8 年 4 月 8 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額より低い額で記録されていることが判明した。同社の経理については親会社の会長の指示により決定されていたため、申立期間当時、代表取締役ではあったが社会保険事務についての権限は無く、減額訂正の届出についても全く知らなかったため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、平成 7 年 8 月 9 日付けの 6 年 12 月の随時改定において従前の標準報酬月額 59 万円を 50 万円に減額改定する処理が行われているところ、当該処理日は、オンライン記録（事業所記録照会回答票）における 7 年の算定完了年月日と同日であることが確認できる。このことから平成 7 年の定時決定の届出と同時に 6 年 12 月の随時改定が届出された上で、当該随時改定処理が行われていると考えられることから、社会保険事務所（当時）の処理に不自然な点は見当たらない。

さらに、A社は、平成 8 年 4 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同年 5 月 * 日には B 地方裁判所の破産宣告を受けていることから、申立期間当時における保険料控除を確認できる資料は無く、申立人自身も当該資料等を所持していないため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認することができない。

なお、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人が申立期間当時、代表取締役であったことが確認できるものの、申立人は、減額改定の届出について全く知らなかったと主張している。また、同社の複数の元役員は、同社の経営に関し、親会社の会長の意向が強く働いていた旨供述しているが、当該会長は既に死亡していることから、同人又は申立人のいずれが社会保険事務に権限を有していたか確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく事業主による厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年から33年まで
昭和31年から33年にかけて、A社で約18か月間勤務したのに厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、夜の10時から朝の8時まで小揚の仕事をしていたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同業者の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人がB市場において小揚の仕事に従事していたことはうかがえる。

しかし、申立人は、A社での上司及び同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が勤務していたとするA社は、申立期間当時の社会保険台帳及び労働者名簿に申立人の記載が無いことから、同社における勤務を確認できず、また、申立内容から判断すると、申立人が勤務していたのは、同社の子会社のC社と思われる旨回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者であり、連絡の取れる複数の従業員に、申立人の申立期間における勤務状況等について照会したところ、11人から回答があったが、申立人を記憶している者はいない上、そのうちの二人は、申立内容から判断すると申立人が勤務していたのは、A社ではなく、同社の子会社のC社と思われる旨供述している。

そこで、上記のA社からの回答及び複数の従業員の供述に基づいてC社に照会したところ、同社は、申立期間当時の社会保険台帳に申立人の記録が無いため、申立人が同社に勤務していたことは確認できない旨供述している。また、C社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録が確認できる従業員10人に照会したところ、二人から回答があったが、両名とも申立人を記憶しておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間当時、B市場でD社に勤めていたとする上記の同業者は、「私は、申立期間当時はB市場で仲買をしており、D社に入社したのは昭和36年8月頃である。」と供述していることから、A社及びC社に係る事業所別被保険者名簿により、昭和36年頃の被保険者記録についても調査を行ったが、申立人の記録を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 44 年 7 月 13 日から 45 年 6 月 1 日まで
②昭和 46 年 10 月 10 日から 47 年 7 月 1 日まで
③昭和 55 年 6 月 1 日から平成 2 年 2 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及び②並びにB社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。

A社に勤務したのは、申立期間①又は申立期間②のどちらかの期間のうち、6か月から7か月くらいの期間である。また、B社に勤務したのは、申立期間③のうち、3か月くらいだったと記憶している。両社において勤務していたことは確かなので、申立期間①、②及び③のうち、実際に勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、当時、A社に勤務していた従業員一人の回答から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶していた上司の名前は、A社に係る事業所別被保険者名簿において確認できず、事業主も、自身はもとより複数の当時の部下の中にも申立人を記憶している者はいなかったとした上で、当時の資料等は既に廃棄したため申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨供述しており、従業員照会によってもこれらを確認できる供述を得ることができない。

また、当該期間当時のA社における社会保険の取扱いについて事業主は、当時は、従業員の成績に応じ入社後から本採用までに1か月から6か月の試用期間を設けており、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかった旨供述しているところ、従業員照会で、自身の入社日を回答した5人のうち二人については、入社したとする日から厚生年金保険の資格取得日まで1か月ないし3か月の期間があり、このうちの一人は、当時、同社には、試用期間があったと思う旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間③については、申立人は、B社に営業担当として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社は、当時の従業員に関する資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、申立人は、B社の上司及び同僚を記憶していないことから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

そこで、B社に係る事業所別被保険者名簿から、当該期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる 20 人の従業員に照会したところ 7 人から回答があったが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月8日から63年9月16日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の記録、同社元従業員の供述及びB法人で管理している申立人の運転者証の交付記録によると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の複数の元従業員は、「同社では、入社から一定期間、厚生年金保険に加入させない取扱いがあった。」旨供述しており、元営業所長は、「厚生年金保険に加入させる時期は、事業主や専務の判断によって決められていたと思う。」旨供述している。

また、上記複数の元従業員が記憶しているA社に入社した時期からみると、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日までの期間が、最長で2年5か月になっていることが認められる。

さらに、A社の元従業員から提出された給与明細書によると、同社において厚生年金保険に未加入となっている期間は、厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

加えて、A社は、「当時の資料が無いので分からない。」旨回答している上、同社の当時の事業主は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年頃の 3 か月
② 昭和 32 年頃の 3 か月
③ 昭和 33 年頃の 3 か月

A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所では昭和 31 年頃から 33 年頃の各年の 3 か月間、木工（土工）として勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、各申立期間に木工又は土工として勤務したと記憶しているが、A事業所の正式な事業所名称及び本社所在地等について「不明。」と回答しているため、事業所を特定できず、申立人の当時の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

そこで、申立人が記憶するA事業所と社名が類似し、オンライン記録から、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であることが確認できるB社に照会したところ、「申立人の当社での在籍は不明である。申立期間当時の季節労働者であったとすれば、会社直接雇用の日給制あるいは時給制の労働者である。この場合、失業保険及び健康保険は日雇の制度で加入できたが、厚生年金保険には加入できなかった。」旨回答している。

また、申立人は、「主に夏季3か月ごとの期間であり、木工及び土工であった。」旨供述しているところ、厚生年金保険法第 12 条では、季節的業務に4か月を超えない期間使用される予定の人（船舶所有者に使用される船員を除く。）は被保険者にならない旨定めている。

さらに、オンライン記録において、申立人が記憶するA事業所のC店及びD店の店名の地域が所在する県において厚生年金保険の適用事業所であることが確認でき、社名が類似するE社の厚生年金保険の新規適用日は、申立期間より後の昭和 43 年 8 月 1 日である。

加えて、申立人が記憶する同僚については、所在不明であることから、申立人の勤務

実態や事業所の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月31日から13年7月21日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に平成13年7月20日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、雇用保険の記録により確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社の元事業主二人のうち一人、申立人、同僚二人及び従業員一人の計5人は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年7月31日に資格喪失(処理日は平成7年8月9日)と記録されていることが確認できる。上記のうち3人(元事業主、同僚一人及び従業員一人)は、同年7月から国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、B区において、平成7年7月31日から国民健康保険に加入しており、現在まで加入中であることが確認できる。

一方、A社の元事業主二人に連絡が取れないことから、申立期間当時のA社での厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、上記の同僚二人及び従業員一人の計3人に、申立期間当時の給与明細書の保有状況等について照会したところ、いずれからも回答が得られず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 23 年 9 月 1 日から 24 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 25 年 7 月 1 日から 26 年 10 月 1 日まで
④ 昭和 30 年 2 月 25 日から 32 年 3 月 26 日まで

A社、B社及びC社（現在は、D社）に勤務した申立期間①、②、③及び④の厚生年金保険の加入記録が無い。履歴書では、各申立期間に勤務していたことが記載されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 22 年 8 月 1 日に資格を取得し、25 年 1 月 7 日に資格を喪失していることが確認できる従業員が、「自分は、昭和 22 年 4 月から勤務していた。申立人は自分と同時期に入社し、自分が退職したときにはまだ勤務していたと思う。」旨供述していることから、申立人が申立期間①及び②において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿は管轄法務局に保管されていないことから、申立期間①及び②当時の代表取締役の氏名が確認できず、申立人の勤務状況、保険料控除等について確認することができない。

また、上記被保険者名簿により、申立期間①及び②の全てにおいて厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員 53 人のうち、連絡先の判明した二人に照会したところ、二人とも申立人と同日の昭和 22 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、自身の入社日について、一人は同年 4 月、他の一人は 21 年 4 月と回答していることから、A社においては、理由は不明ではあるが、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、上記の従業員二人は、いずれも申立人が技術職であったと回答しているもの

の、そのうち一人は、「自分は本社で勤務していたが、申立人がずっと本社勤務であったかどうかまでは分からない。」旨供述していることから、申立人の当該期間における勤務形態の同質性及び継続性について確認できない。

加えて、上記の従業員二人のうち、他の一人は、「自分は昭和24年4月から25年5月までA社E支店にて勤務していた。」旨回答しているが、当該期間の厚生年金保険の記録は確認できない。

一方、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人の資格取得日は、昭和22年8月1日と記載されており、上記被保険者名簿における申立人の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳には、昭和22年8月1日資格取得、23年9月1日資格喪失、24年10月1日資格取得、25年7月1日資格喪失と記載されており、上記被保険者名簿における申立人の資格取得日及び資格喪失日の記録と一致していることが確認できる。

申立期間③について、オンライン記録等においてB社が厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない上、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、事業所及び当時の代表者を特定することができない。

また、申立人の子はB社の代表者及び従業員の氏名等を記憶しているが、いずれも連絡先を確認することができず、これらの者から、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間④について、D社は、「申立期間④当時の資料が保管されていないため、申立人の勤務状況、保険料控除等について確認できない。」旨回答している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間の全てにおいて厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員12人のうち、連絡先の判明した二人に照会し、回答があった二人のうち一人は申立人を記憶しておらず、他の一人は昭和32年2月1日に資格を取得していることが確認できるところ、「自分は昭和32年の冬に入社し、35年の夏まで勤務していた。申立人は他社から引き抜かれ、自分より少し後に入社したと思う。」旨供述している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、昭和26年10月1日資格取得、30年2月25日資格喪失、32年3月26日資格取得と記載されており、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月1日から10年7月22日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与月額に見合う標準報酬月額より低額となっているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、自身がA社の代表者であった旨供述しており、同社に係る商業登記簿謄本からも申立人が代表取締役であったことが確認できるが、申立期間に係る給与明細書等を所持しておらず、また、同社で厚生年金保険事務を担当していた申立人の妻は、「関係資料が残っていないため、当時の申立人の標準報酬月額や、保険料控除額は不明である。」旨供述していることから、同社において、申立期間当時、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていた事実について確認することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の随時改定の処理は約1か月から4か月遅れているものの（平成元年11月の随時改定の処理日は2年3月2日、9年7月の随時改定の処理日は同年8月14日）、定時決定に係る処理の遅れは無く、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

さらに、当時、A社において厚生年金保険の加入記録がある元従業員について、標準報酬月額の推移を調査したところ、平成元年11月の随時改定が記録されている被保険者は申立人を含め4人であるが、全員が直前の標準報酬月額より減額されていることが確認でき、申立期間の全期間に継続して加入記録が有る被保険者は申立人以外に二人認められるが、当該二人の標準報酬月額は、上記の随時改定以降、8回にわたり、下限額（減額された後の標準報酬月額）で、定時決定が行われていることが確認できる。

加えて、平成9年7月の随時改定が記録されている者は、被保険者4人のうち申立人のみであるが、他の3人の標準報酬月額は当時の下限額であることが認められる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 25 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額と相違している。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていない。同社が保管する賃金台帳を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における平成 20 年 6 月 25 日の標準賞与額は、オンライン記録によると、当初、55 万円と記録されていたが、同社は、20 年 6 月の標準賞与額の決定に誤りがあるとして、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し訂正の届出を行い、22 年 12 月 22 日付けで 55 万 5,000 円に訂正されている。しかしながら、申立期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額 (55 万 5,000 円) ではなく、訂正前の標準賞与額 (55 万円) となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出のあった申立人の申立期間に係る賃金台帳によると、実際に支給された賞与額 (55 万 5,000 円) に見合う標準賞与額 (55 万 5,000 円) は、訂正前のオンライン記録である標準賞与額 (55 万円) よりも高額であるが、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額 (2 万 8,399 円) に見合う標準賞与額 (50 万 2,000 円) は、訂正前のオンライン記録の標準賞与額 (55 万円) より低額であることか

ら、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から9年7月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、事業主であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録及び同社の商業登記簿謄本により認められる。

また、オンライン記録において、平成7年4月から9年3月までの期間の標準報酬月額は、同年4月10日付けで、50万円から9万8,000円に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「当時は経営状態が悪く、厚生年金保険料の滞納もあり、社会保険事務所（当時）との相談、交渉事は全部、事業主である私自身が対応していた。」旨供述している上、また、A社の申立期間当時の元従業員は、「申立人は当時、事業所を代表し、社会保険事務、経理・資金繰りも担当していた。」旨供述している。

また、申立人は、「当時、社会保険事務所に対して標準報酬月額の減額に係る届出を行った記憶は無い。」旨主張しているものの、会社の手続及び関与が無いまま、社会保険事務所が標準報酬月額の遡及減額訂正処理を行うことはできず、会社の行為があったことは明らかである。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、当該訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月から36年9月まで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、当時の代表者及び社会保険担当者は既に死亡している上、2代目代表者の息子であるB社の代表者は、「私は申立期間当時は幼少であり、申立人の在籍は知らない。当時の関係資料は残っておらず、申立内容については分からない。」旨供述していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、いずれも申立人を覚えておらず、「当時、同社は、乗務員等には3か月程度の試用期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していない人がいたが、事務員を含む会社全体の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険証番号に欠番は無く、遡及訂正など不自然な点は見当たらない上、申立期間の始期の頃にA社で資格取得した複数の元従業員の資格取得年月日の記録と、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びオンライン記録のそれぞれの記録は一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月15日から40年3月1日まで
申立期間について、平成19年8月に社会保険事務所(当時)から届いた書類では脱退手当金を受給したことになっていた。自分では受給した覚えが無かったが、証明できないので諦めていた。その後、22年9月頃「確認ハガキ」がきたので申立てをした。自分は、脱退手当金を請求したことや、受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和40年4月2日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間に勤務していたA社の事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年3月1日の前後2年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む24名中14名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む7名は厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、申立人が資格喪失した月の前月に資格喪失し、申立人と同一日に支給決定されている者が2名いること、また、当該申立人と同一日に支給決定の記録がある者の一人が、「事業所が脱退手当金の請求手続をしてくれていた。」と供述をしていることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和40年4月2日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から44年5月29日まで
平成4年3月頃、社会保険事務所(当時)に年金の裁定請求に行ったとき、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。当時は体調が良くなかったこともあり、あまり強く抗議しなかったが、厚生年金保険を脱退した記憶も、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金は受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和44年9月19日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月1日から29年5月18日まで
② 昭和29年7月1日から30年5月10日まで
③ 昭和30年7月1日から31年5月20日まで
④ 昭和31年7月1日から同年10月1日まで
⑤ 昭和31年11月1日から33年3月20日まで

平成20年2月頃に届いた「ねんきん特別便」を見て、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私には、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和33年5月28日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間⑤において勤務していたA社（現在は、B社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である同年3月の前後5年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む9人中6人について脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員について厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録のある複数の元従業員は、「会社が手続をしてくれたと思う。」と供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の備考欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「33.5 脱」の記載が有るとともに、申立期間①から④まで勤務したC社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票にも「脱 D県 33.5.28」の記載が認められる上、申立期間①から⑤までに係る脱退手当金は、その支給

額に計算上の誤りは無く、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年5月28日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月1日から45年2月1日まで
平成22年9月頃、日本年金機構から届いた確認ハガキを見て、申立期間についても脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。申立期間の前に勤務したA社等の被保険者期間については、脱退手当金を確かに受け取ったが、申立期間に勤務したB社（現在は、C社）を退職した後の脱退手当金については、請求した記憶も、受給した記憶も無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する脱退手当金の支給については、申立人が申立期間に勤務したB社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和45年3月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さほうがえない。

また、申立人は、申立期間より前に勤務したD社及びA社に係る被保険者期間の合計9年3か月の期間については、A社の退職後に脱退手当金を受給したとしており、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さほうがえない上、申立人から申立期間に係る脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から38年6月25日まで
60歳の年金裁定請求手続の際に、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。平成22年に日本年金機構からの照会文書を受け取ったが、脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無いので脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、申立期間に勤務したA社を退職する直前の昭和38年5月に婚姻して姓が変わっており、また、オンライン記録では、その5か月後の同年10月*日に、脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できるところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の姓が、当該支給決定当時に変更されていること、また、申立人は、同社の退社後に厚生年金保険の被保険者となることは無かったことを踏まえると、当該脱退手当金の請求に伴い、当該姓の変更が行われたと考えるのが自然である。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年10月*日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月18日から39年10月1日まで
60歳になり、年金の裁定請求をしたときに、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。その後、日本年金機構から確認ハガキが来て支給記録があることを再認識した。しかし、脱退手当金については、受け取った記憶が無いので、受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和40年2月19日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間に勤務していたA社に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である39年10月1日の前後5年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む25名中23名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む20名は厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者2名は、「退職時に、会社に脱退手当金の請求手続を依頼した記憶があるので、会社が代理請求してくれたと思う。」と供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月28日から38年7月22日まで
平成21年に、申立期間について、脱退手当金の支給記録が有ることを知った。不審に思ったが、その後、22年9月に日本年金機構から届いた確認はがきで、脱退手当金の支給記録が有ることを再認識した。しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和38年9月19日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である同年7月の前後2年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金受給資格の有る者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格の有る申立人を含む31人中22人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む17人について6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定記録がある者のうち二人は、「会社で脱退手当金の請求手続をしてくれたと思う。」旨の供述をしていること、また、申立人と同一月に資格喪失し、同一日に支給決定されている者もいることなどを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで

A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前後の期間の標準報酬月額に比べて低いのはおかしい。当時の給与額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人 (故人) の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に給与の減額は無かったにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前後の期間に比べて低いのはおかしいとして申し立てている。

しかしながら、B 社から提出された申立期間当時の労働協約書によると、従業員の定年は満 55 歳であり、申立人に係る職員原簿によると、申立人は、昭和 54 年 3 月 31 日に定年退職し、同年 4 月 1 日から嘱託従業員として再雇用され、退職前に比べ本給が大幅に下がっていることが確認できる。

また、当該職員原簿に記載されている昭和 54 年 4 月 1 日の本給額は、B 社から提出された資料にある申立期間当時の嘱託従業員に係る月手当額と一致していることが確認できる。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の記録に訂正等の不自然さは見られない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月1日から3年11月30日まで
A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年5月31日より後の同年8月5日付けで、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が53万円から8万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び当該標準報酬月額の減額訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、同社は社会保険料を滞納していたため、自ら当該標準報酬月額の減額訂正に係る届出を行ったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。